

第1章 総 則

第1節 方 針

1 目 的

一般対策編第1章第1節1「目的」を準用する。

2 計画の性質

(1) 「地震対策編」は、東海地震、東日本大震災を始めとする海溝型地震や、阪神・淡路大震災、平成16年（2004年）新潟中越地震、平成19年（2007年）新潟中越沖地震といった内陸型地震を対象とし、その防災計画を定めるものである。

(2) 「地震対策編」は、町及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

なお、この計画で、第5章は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく地震防災強化計画とし、第6章は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく推進計画とする。

また、この計画に定められていない事項については、「御嵩町地域防災計画一般対策編」の例による。

3 計画の修正

一般対策編第1章第1節3「計画の修正」を準用する。

4 計画の構成

「地震対策編」は、災対法第40条の規定に基づき、町の地域にかかる地震災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

第1章 総則

第2章 地震災害予防計画

第3章 地震災害応急対策

第4章 地震災害復旧計画

第5章 東海地震に関する事前対策

第6章 南海トラフ地震に関する対策

5 県地域防災計画との関連

一般対策編第1章第1節6「県地域防災計画との関連」を準用する。

6 計画の用語

一般対策編第1章第1節7「計画の用語」を準用する。

第2節 防災に関する組織

一般対策編第1章第2節「防災に関する組織」を準用する。

第3節 町及び防災機関の業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、一般対策編第1章第3節「町及び防災機関の業務の大綱」に定めるもののほか、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 町

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	1 御嵩町防災会議に関する事務 2 防災に関する施設及び組織の整備と訓練 3 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備 4 被害の調査及び報告と情報の収集等 5 災害の防除と拡大の防止対策 6 救助、清掃、防疫等被災者の救助、保護 7 災害復旧資材の確保と物価の安定 8 被災産業に対する融資等の対策 9 被災者の生活確保 10 被災町営施設の応急対策 11 災害時における文教対策 12 災害対策要員の動員、雇上 13 災害時の交通、輸送対策 14 被災施設の復旧対策 15 管内の関係団体が実施する災害対策等の連絡調整 16 防災活動推進のための公共用地の有効活用 17 その他災害対策

2 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 岐阜県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大の防止 5 救助、防疫等被災者の救助、保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 被災県営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害時における公安の維持 11 災害対策要員の動員、雇上 12 災害時における交通、輸送の確保 13 災害時における防災行政無線通信の確保と統制 14 被災施設の復旧 15 市町村が処置する事務、事業の指導、指示、あっせん等 16 防災活動推進のための公共用地の有効活用

3 消防機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
可茂消防事務組合 消 防 本 部	1 町本部が行う防災に関する施設組織の整備と訓練の協力 2 災害による被害の調査と情報の収集 3 災害の防除と拡大防止 4 救助・救急及び被災者の保護 5 避難誘導 6 岐阜県防災ヘリコプター及び広域航空消防応援実施要綱によるヘリコプターの要請 7 緊急消防援助隊及び岐阜県広域消防応援協定に基づく応援要請 8 その他の災害対策

4 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
国 土 交 通 省 (中 部 地 方 整 備 局)	1 災害予防 (1) 所管施設の耐震性の確保 (2) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (3) 機動力を活かした実践的な方法による防災訓練の実施 (4) 河川防災ステーション、緊急河川敷道路、防災情報ネットワークなど防災関連施設の整備 2 初動対応 大規模地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣 3 応急・復旧 (1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (2) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (3) 所管施設の緊急点検の実施 (4) 県からの要請に基づく災害対策用機械等の貸付 4 警戒宣言発令時 (1) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等の迅速な伝達 (2) 地震災害警戒体制の整備 (3) 人員、資機材等の配備や手配 (4) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 (5) 道路利用者に対する情報の提供
中 部 森 林 管 理 局	1 国土保全事業の推進 (1) 治山事業の充実 (2) 保安林の整備とその適正な管理 2 災害予防対策 (1) 森林施業の防災措置 (2) 山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検と予防対策 (3) 国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策 (4) 国有林野の火災防止対策 3 災害応急対策 (1) 災害応急又は災害復旧対策に必要な技術職員等の把握と派遣 (2) 災害応急又は災害復旧資材の貸付 (3) 災害復旧用材（木材）の備蓄及び供給

	<p>4 災害復旧対策 国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧</p>
東 海 農 政 局	<p>1 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進</p> <p>2 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集</p> <p>3 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導</p> <p>4 被災地における農産物等の病害虫防除に関する応急措置についての指導</p> <p>5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導</p> <p>6 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置</p> <p>7 農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等</p> <p>8 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導</p> <p>9 被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握</p> <p>10 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置</p>
気象庁（岐阜气象台）	<p>1 地震情報の発表・伝達・開設</p> <p>2 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表・伝達・開設</p> <p>3 南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連開設情報の発表・伝達・開設</p> <p>4 津波警報及び津波情報の発表・伝達・開設</p> <p>5 二次災害防止のための余震に関する情報、気象警報・注意報等、気象等に関する情報の適時・適切な提供</p> <p>6 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</p> <p>7 防災訓練の実施及び関係機関との協力</p>
岐 阜 労 働 局 多 治 見 労 働 基 準 監 督 署	<p>1 事業場における労働災害の防止</p> <p>2 化学設備の緊急遮断装置等異常事態に備えての機械・設備の安全確保及び管理体制の整備</p> <p>3 悪天候時における高所作業、ずい道工事等の即時中止、退避等作業者の安全確保</p> <p>4 救出、復旧工事等緊急作業時における労働災害防止</p> <p>5 労働保険料等の納付猶予の措置</p>

5 自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸 上 自 衛 隊	1 防災に関する調査推進
第 35 普 通 科 連 隊	2 関係機関との連絡調整
航 空 自 衛 隊	3 災害派遣計画の作成
岐 阜 基 地	4 防災に関する訓練の実施
小 牧 基 地	5 災事情報の収集
	6 災害派遣と応急対策の実施

6 警察

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
可 児 警 察 署	1 各種情報の収集・伝達及び民心安定のための広報活動の実施
	2 危険区域居住者の避難誘導、被災者の救出・救助活動
	3 被災地における交通秩序の確保並びに不法事案等の予防及び取締り
	4 遺体の見分、検視等

	5 自主防災組織等に対する活動支援
	6 その他、町本部等防災関係機関が行う災害応急対策についての協力

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
御 嵩 郵 便 局 御 嵩 中 郵 便 局 上 之 郷 郵 便 局 伏 見 郵 便 局	1 災害時における郵便業務の確保 (1) 郵便の運送、集配の確保 2 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務 取扱い及び援護対策の実施 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者救助団体に対するお年玉はがき 寄付金の配分 (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便 等の料金免除 3 郵便局の窓口業務の維持
株 式 会 社 岐 阜 放 送 株 式 会 社 中 日 新 聞 社 N H K 岐 阜 放 送 局 株 式 会 社 岐 阜 新 聞 社	1 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 社会事業団等による義援金の募集、配分 4 放送施設の保守
N T T 西 日 本 株 式 会 社 岐 阜 支 店 株 式 会 社 N T T ド コ モ K D D I 株 式 会 社 ソ フ ト バ ン ク 株 式 会 社 楽 天 モ バ イ ル 株 式 会 社	1 電話（通信）施設の整備と防災管理 2 災害時における緊急通話の取扱い 3 被災施設の調査と災害復旧
日 本 赤 十 字 社 岐 阜 県 支 部 御 嵩 町 分 区	1 医療、助産、保護の実施 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金の募集配分
中 部 電 力 株 式 会 社 中 部 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド 株 式 会 社 中 部 電 力 ミ ラ イ ズ 株 式 会 社	1 ダム施設等の整備と防災管理 2 災害時の電力供給 3 被災施設の調査と災害復旧
名 古 屋 鉄 道 株 式 会 社	1 鉄道施設の整備 2 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 3 災害時の応急輸送対策 4 被災施設の調査及び復旧

8 医師会等

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
可 児 医 師 会	1 医療及び助産活動の協力
可 児 歯 科 医 師 会	2 防疫その他保健衛生活動の協力
岐 阜 県 薬 剤 師 会 可 茂 支 部	3 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理

9 公共的団体

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
J A め ぐ み の 可 児 本 部	1 町本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力
み た け 支 店	2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導
中 支 店	3 被災農林家に対する融資又はあっせん

伏見支店	4 農林業共同利用施設の被害応急対策及び復旧
可茂森林組合	5 飼料、肥料等の確保又はあっせん
可児土地改良区	1 農業用ため池等の施設の整備と防災管理 2 その他、町本部の行う農業関係の被害調査及び復旧対策についての協力 3 たん水防除施設の整備と防災管理 4 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
可児川防災等ため池組合	1 農業用ため池等の施設の整備と防災管理
御嵩町社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 2 ボランティア活動の推進 3 義援金品の配分
御嵩町商工会	1 町本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
株式会社ケーブルテレビ可児 FMラインウェブ株式会社	1 町民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底 2 町民に対する災害応急対策等の周知徹底 3 放送施設の保守

10 災害上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
医療施設の管理者	1 災害時における病人等の収容及び保護 2 災害時における被災負傷者の治療及び助産 3 避難施設の整備及び避難訓練の実施
金融機関	1 災害関係の融資に関する措置の要請 2 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置の要請 3 手形交換、休日営業等に関する措置の要請 4 生保及び損保保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置の要請 5 営業停止等の対応に関する措置の要請
危険物、高圧ガス等取り扱い機関、給油所等ガソリン取り扱い機関	1 危険物、高圧ガス等の防災管理 2 災害時における高圧ガス、LPガス等の供給 3 ガソリン等危険物の防災管理 4 災害時におけるガソリン等の供給

11 地域住民の自主防災組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織	1 自主防災組織の整備 2 防災思想の普及 3 防災資機材の整備 4 地震予知情報等の伝達 5 組織的初期消火 6 負傷者等の救出救護 7 組織的避難 8 給食給水活動 9 各種防災訓練への参加 10 要配慮者の支援及びその他の相互扶助

ゴルフ場経営者	<ol style="list-style-type: none">1 災害時における防災情報通信機能の確保2 災害時における臨時ヘリポートの設置及び被災者の救援活動
---------	--

第4節 住民等の基本的責務

1 住民の責務

一般対策編第1章第4節1「住民の責務」を準用する。

2 事業者の責務

一般対策編第1章第4節2「事業者の責務」を準用する。

3 岐阜県地震防災対策推進条例に基づく防災協働社会の形成推進

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や救助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界がある。また、住宅等の個人資産の地震対策においては、個人個人の対応が大きなウエイトを占める。

そこで、災害に強い社会とするため、「岐阜県地震防災対策推進条例」（平成17年4月1日施行）に基づき、県、町、町民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

第5節 御嵩町の断層等の概要

1 御嵩町の地質

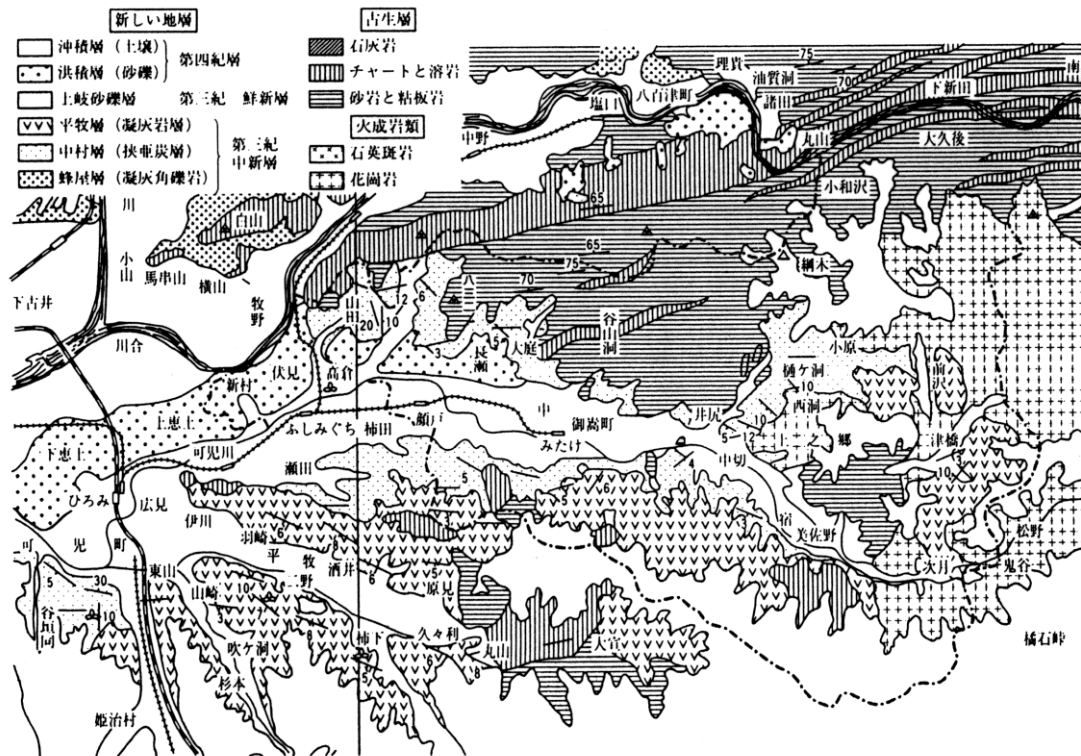
町の地質は、中・古生層と、花崗岩帯で、この2つの基盤岩の上をおおう新生代の第三紀中新生、第三紀鮮新生、第四紀の地層により形成されている。

北部一帯の中・古生層は、チャート・頁岩・粘板岩・砂岩の堆積岩からなり、非常に硬質なものとなっており、木曾川の兩岸の岸壁にみられる景勝のように、浸食に抵抗した奇岩が岩礁をつくりだしている。

東部の花崗岩帯は、主に黒雲母花崗岩の火成岩で、水の浸食などにより、巨大な岩壁や巨岩塊が積み重なった景観を呈している。

新生代の第三紀中新生層は、凝灰岩質の中村層と平牧層の二層に区分され、第三紀鮮新生は、上岐砂礫層で南丘陵付近などを占め、第四紀層は、沖積層、洪積層で可児川の流域にみられる。

御嵩町域の地質



「可児・加茂の地形と地質（山田守貞）」より

2 活断層の概要

断層は従来地震の原因ではなく、地震動の結果として地層がずれたのであるという考えであったが、近年、地震断層が発見されて、「最近の地質時代に活動した証拠があり、今後も繰り返し大地震を発生させる可能性がある」と判断される断層つまり活断層が、地震発生と密接なかわりをもっていることが明らかになった。今日では、地震予知の点から活断層の存在は特に重要視されている。

岐阜県を中心とする中央日本の地域には、多数の活断層が分布していることが最近のプレートテクトニクスの研究によって明らかにされている。

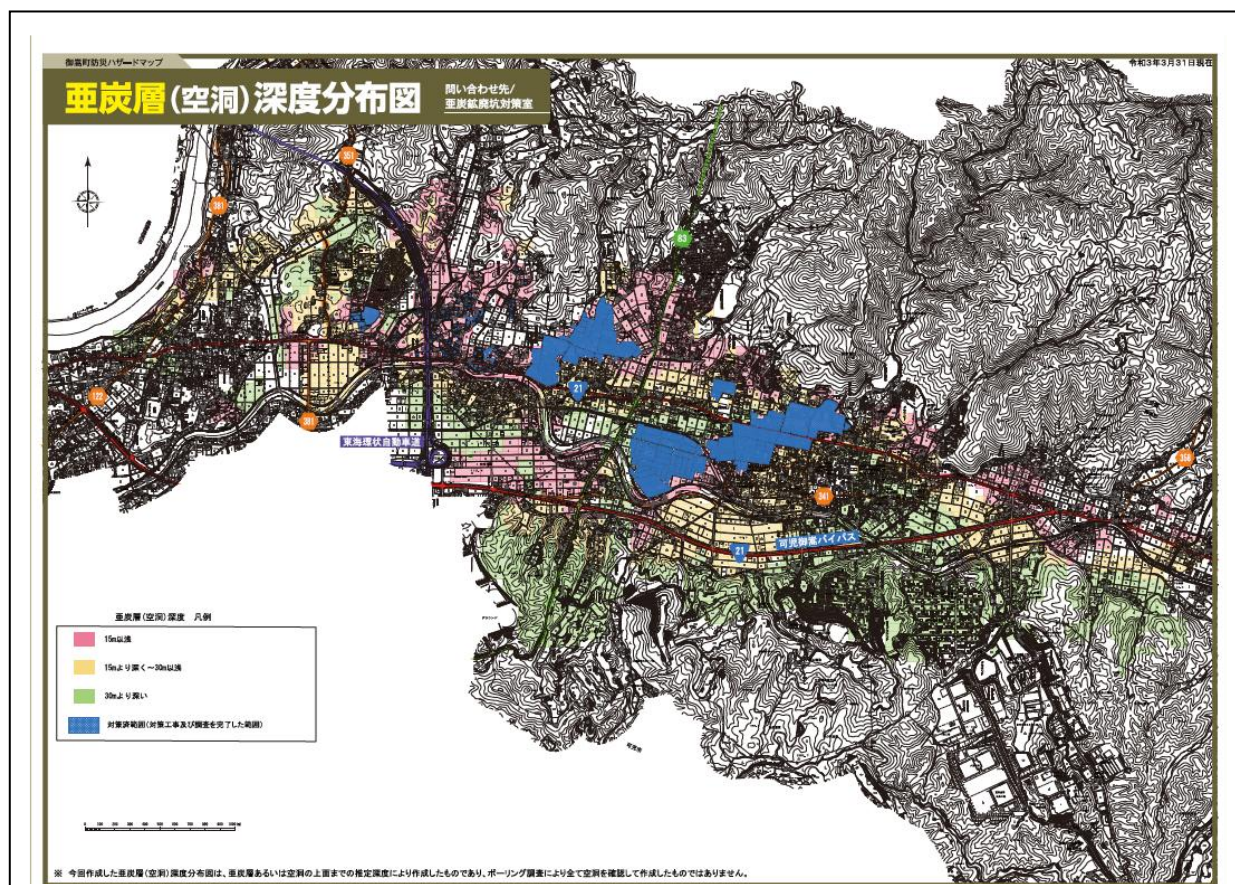
3 亜炭鉱廃坑の地震防災対策

町では、かつて100箇所以上にのぼる亜炭鉱において亜炭が採掘され、東海、北陸地方の繊維産業、陶磁器産

業、食品産業等の重要なエネルギー源として活用された。このため、亜炭鉱廃坑の地下空洞が町内の市街地を中心に約8平方キロメートルに分布している。

亜炭鉱廃坑は、一般に地表から浅い部分にあるため、落盤、陥没等により人家、農地等に被害をもたらしている。東日本大震災では、地震による亜炭鉱廃坑に起因する陥没の被害が数多く確認されており、平常時でさえ浅所陥没を起こす亜炭鉱廃坑が大地震時の際にどれだけの影響を与えるのか、地震防災対策が重要な課題になっている。

亜炭層（空洞）深度分布図



4 複合災害対策

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。さらに、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害について、町民に周知・啓発を図るものとする。

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

町は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第6節 被害想定

岐阜県が平成25年2月に発表した「南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成31年2月に発表した「内陸直下地震に係る深度分布解析・被害想定調査」結果を踏襲する。

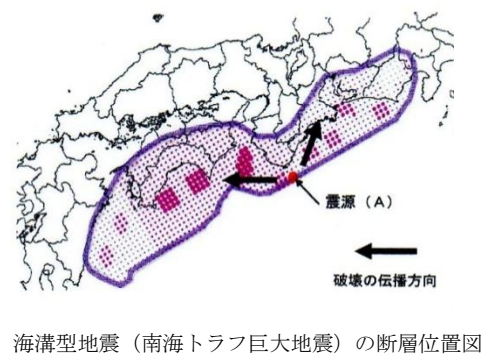
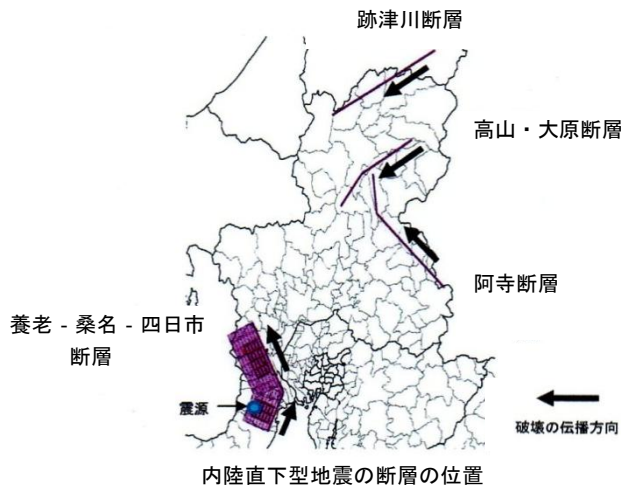
1 調査の概要

(1) 想定地震

種類	震源モデル	想定マグニチュード
内陸型地震	養老-桑名-四日市断層帯	M7.7
	阿寺断層帯	M7.9
	揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯	M7.7
	屏風山・恵那山及び猿投山断層帯	M7.7
海溝型地震	南海トラフ巨大地震	M9.0

(2) 前提条件

地震発生時刻	冬早朝 (午前5時)	多くの人が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。
	夏昼 (午前12時)	オフィスや繁華街などに多数の滞留者があり、自宅以外で被災するケースが多い。
	冬夕方 (午後6時)	住宅などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺および駅に通勤・通学等による滞留者が多数存在。
亜炭鉱の取り扱い		空洞深度が5～15m程度にある場合は、地表面の揺れが大きくなることを考慮した。



2 内陸型地震による被害想定

(1) 岐阜県の被害想定結果

ア 養老-桑名-四日市断層帯

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		4～7		
液化化危険度	15 < PL	県内面積の約6%		
建物被害	全壊	68,389棟		
	半壊	113,366棟		
	焼失棟数	366棟	444棟	1,251棟
人的被害	死者	3,075人	1,173人	1,811人
	負傷者	26,349人	22,666人	19,305人

イ 阿寺断層帯

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		4～7		
液化化危険度	15 < PL	県内面積の約2%		
建物被害	全壊	20,471棟		
	半壊	42,422棟		
	焼失棟数	81棟	94棟	268棟
人的被害	死者	1,050人	402人	619人
	負傷者	9,646人	8,635人	7,080人

ウ 揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		4～7		
液化化危険度	15 < PL	県内面積の約7%		
建物被害	全壊	76,888棟		
	半壊	129,859棟		
	焼失棟数	426棟	520棟	1,434棟
人的被害	死者	3,658人	1,414人	2,171人
	負傷者	30,456人	24,434人	21,660人

エ 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		4～7		
液化化危険度	15 < PL	県内面積の約2%		
建物被害	全壊	30,660棟		
	半壊	51,992棟		
	焼失棟数	160棟	185棟	480棟
人的被害	死者	1,649人	626人	968人
	負傷者	13,178人	12,392人	10,127人

(2) 御嵩町の被害想定結果

ア 養老-桑名-四日市断層帯

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		5弱から6弱		
建物被害	全壊	5棟		
	半壊	138棟		
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
人的被害	死者	0人	0人	0人
	負傷者	28人	25人	21人

イ 阿寺断層帯

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		5弱から5強		
建物被害	全壊	5棟		
	半壊	146棟		
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
人的被害	死者	0人	0人	0人
	負傷者	29人	26人	22人

ウ 揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		5強から6弱		
建物被害	全壊	88棟		
	半壊	644棟		
	焼失棟数	0棟	0棟	2棟
人的被害	死者	5人	2人	3人
	負傷者	138人	107人	94人

エ 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		5強から6弱		
建 物 被 害	全 壊	138棟		
	半 壊	882棟		
	焼失棟数	0棟	0棟	1棟
人 的 被 害	死 者	8人	3人	5人
	負 傷 者	193人	167人	143人

(3) 想定結果からの課題

町の場合、4つの想定地震の震源からいずれも離れていることから、どの想定地震においても6弱を超える震度は予想されていない。

「御嵩町の被害想定」によると、上記の4つの震源のうち「屏風山・恵那山及び猿投山断層帯」を震源とする地震において、建物全壊138棟、建物半壊882棟という想定結果から、建物の耐震化が急務であるといえる。さらに、不燃化、消防力の更なる整備、ライフラインの早期復旧体制の整備、自主防災体制の充実、そして何よりも住民一人ひとりの意識の高揚が重要といえる。

3 海溝型地震による被害想定

(1) 調査結果の概要

ア 内閣府と同じ紀伊半島沖を震源とした基本ケースで、県全域が震度5強以上の揺れに見舞われ、県南部を中心に震度6弱が予想される。

イ 地震動の継続時間が長いことから、液状化判定の対象となる緩い地盤のほとんどの範囲において液状化が発生する可能性があるとして予測される。

ウ 県南部を中心に、県全域で大きな被害が予想される。

(2) 岐阜県の被害想定結果

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		6弱		
液状化危険度	15 < PL	県内面積の約11%		
建 物 被 害	全 壊	35,418棟		
	半 壊	99,916棟		
	焼失棟数	10棟	17棟	208棟
人 的 被 害	死 者	474人	183人	285人
	負 傷 者	12,621人	7,928人	7,812人

(3) 御嵩町の被害想定結果

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		6弱		
建 物 被 害	全 壊	169棟		
	半 壊	761棟		
	焼失棟数	0棟	0棟	2棟
人 的 被 害	死 者	4人	2人	3人
	負 傷 者	133人	107人	94人

液状化などによる建物被害想定の詳細については次のとおりである。

全壊（棟）			半壊（棟）	
揺れ	液状化	急傾斜地	揺れ	液状化
68	101	0	600	161

また、町における液状化の想定は

・PL値（最小：0.00） （最大：15.46）

となっており、PL値に対応する面積比は「対象外100%」であることから、液状化の危険性はほとんどないと想定されている。

(4) 想定結果からの課題

町にとって、これまでの想定地震よりも大きい6弱の震度が予想されている。町は「内陸型地震による被害想定」と同様に建物の耐震化、道路緊急輸送体制の強化等により一層の推進を図るとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことにより、被害を最小限に軽減していくよう取り組んでいく必要がある。

第7節 御嵩町の防災環境

1 人口

町の人口は昭和15年～25年にかけて大幅に増加したものの、一時は減少傾向を示した。しかし、昭和45年以降は増加に転じていたが、平成22年度の国勢調査では平成17年度の人口19,272人よりも減少し、18,824人となっている。近年はその増加率がやや停滞ぎみからやや減少の傾向にある。一方世帯数は年々増加しており、昭和60年に1世帯当たりの人数が平均3.9人であったのが、平成22年には3.0人と減少し、核家族化・少子化の傾向が表われている。

また、65歳以上の高齢者の人口比率が増加しており、昭和60年には11.7パーセントであったものが、平成22年には24.2パーセントに上昇している。こうした高齢者人口の増加は、災害時に行動が不自由な避難行動要支援者対策の必要性を示している。

2 土地利用

近年の動向をみると、宅地や工場用地が増大している。

町の市街地は、用途地域が指定されている既成市街地と、東海環状自動車道の可児御嵩ICの開設及び国道21号バイパスの整備に伴い、周辺の宅地化が進み、発展途中にある新市街地により構成される。既成市街地は、土地区画整理事業などの計画的な市街地整備は行われておらず、市街地の安全性と利便性の向上が必要とされている。

今後は、自然環境の保全と調和を考慮し、また防災上の視点を踏まえ、計画的な土地利用に基づいて整備を図ることが必要とされる。

3 交通

国道、県道については、通過交通量に対応した対策が必要であり、町道には幅員が狭隘な道路等も多く残されているため、その改良が求められている。

このようなところから大規模災害時には、消防活動が困難となる地域の発生が予想される。

4 災害条件（震災）

町における地震による大規模被害は、濃尾大震災時のみであるが、他災害と異なりその発生予測あるいは直接的な予防対策がないことから、発生が憂慮されている南海トラフ巨大地震等が発生すれば家屋が密集しているところや、亜炭鉱廃坑で特に坑道の浅い地域では、濃尾地震以上の被害が予想され、急傾斜地を中心に地すべり、山くずれ、がけ崩れ等の大きな被害が予想される。

5 災害時の企業との連携

町においては、工業団地が整備され、企業誘致を積極的に推進していることから、事業所の増加が見込まれる。今後はこうした企業の自主防災活動の促進と、災害時の企業との連携が必要とされる。

第2章 地震災害予防計画

第1節 総則

第1項 防災協働社会の形成推進

一般対策編第2章第1節第1項「防災協働社会の形成推進」を準用する。

第2項 災害に強いまちづくり

町及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

町及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

町及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第2節 自発的な防災活動の促進

第1項 防災思想・防災知識の普及

一般対策編第2章第2節「防災思想・防災知識の普及」に定めるところによるものとするが、町の震災対策に関するものを次のように定め、その充実に向け検討、実施していくものとする。

1 方針

地震災害を最小限に食い止めるため、町をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、日頃から地震災害について認識を深め、「自らの生命は自らが守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を深め、平素から地震災害に対する備えを心掛けることが必要であり、生活単位や学校、職場等に着眼し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。

また、町及び県は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門機関や専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信する。

なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

2 震災時の行動マニュアルの作成・配布

町は、住民が地震発生直後から時間を追った具体的な行動マニュアルを作成し、住民に配布する。

3 防災教育

(1) 住民教育

町、県、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備や地震体験車の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害時図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

エ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

オ 山間部や河川の沿岸など、地域の特性に応じて発生可能性が高い複合災害リスクと取るべき行動
 カ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておく
 こと

キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する
 行動

ケ 地震保険への加入が、被災者自らの生活再建を円滑に進めるための有効な手段の一つとなること

また、防災知識の普及に当たっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの
 判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特
 に、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの
 被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(2) 児童生徒等に対する普及

町は県と協力して、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の
 整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画し
 た体験的・実践的な防災教育の推進に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、
 防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校（園）等は、地震の発生に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災
 害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関
 わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施
 する。

(3) 職員に対する防災教育

町、県、防災関係機関等は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に
 従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基
 準、各部署において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指
 導を行う。

ア 教育内容

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 地震に関する一般的・専門的知識 2 現在講じられている地震対策 3 今後取り組むべき課題 4 組織の防災体制 5 職員のとるべき行動（事前、発生後、予知があった場合） 6 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用法、応急手当等） |
|---|

(4) 企業防災の推進

町及び県は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地
 域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバ
 イスを行う。

(5) 防災訓練への積極的参加

町、県、防災関係機関等は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向
 上を図るため、住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要
 に応じ指導、協力する。

(6) 「岐阜県地震防災の日」における防災対策の点検

岐阜県地震防災対策推進条例では、濃尾大震災（明治24年10月28日発生）が発生した10月28日を「岐阜県地震防災の日」と定められており、町は、防災体制、個々の職員の防災活動体制等の地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、防災意識の向上を図るため、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を行うなど啓発活動の実施を促進する。

また、住民、事業者、団体、機関等は、それぞれ毎月1回、「県防災点検の日」に防災に関する点検を行い、突然の被害に備えるものとする。

第2項 防災訓練計画

一般対策編第2章第2節第2項「防災訓練計画」を準用する。

第3項 自主防災組織の育成と強化

一般対策編第2章第7節第3項「自主防災組織の育成と強化」を準用する。

第4項 ボランティア活動の環境整備計画

一般対策編第2章第13節「ボランティア活動の環境整備計画」を準用する。

第3節 迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理）

第1項 防災体制の確立

1 計画の方針

前ぶれなく不意に発生し、被害が同時かつ広域的に多発する地震に対して、即座に対応し得る体制の構築を図る。

2 町における防災組織

町における防災組織は、次のとおりである。

(1) 御嵩町防災会議

御嵩町防災会議は、一般対策編第1章第2節「御嵩町防災会議」に定めるとおりとする。

(2) 御嵩町災害対策本部

町本部の組織及びその事務分掌は、一般対策編第1章第6節「災害対策本部の組織」に定めるとおりとし、地震発生時の活動体制については、本編第3章第1節第1項「防災活動体制の整備」に定めるとおりとする。

(3) 自主防災組織

町における自主防災組織の整備、育成、マニュアルの作成等に関する計画は、一般対策編第2章第7節第3項「自主防災組織の育成と強化」に定めるとおりとする。

3 防災拠点施設等の整備

(1) 防災拠点施設の整備

町は、災害対策本部となる役場庁舎が耐震基準を満たしていないことから、大規模地震発生後も特定の機能が維持できる役場新庁舎を整備するとともに、次の施設についても整備を図るものとする。

ア 災害時に消防団や自主防災組織等の活動拠点となる防災拠点施設

イ 多数の住民が避難できる拠点避難地

なお、大規模災害時においては、役場新庁舎が災害対策の拠点となることから、役場新庁舎の来庁者用駐車場は、消防車等の緊急通行車両や災害応急対策関係車両等の駐車場や活動拠点スペースとして利活用できるよう整備を図るものとする。

また、大規模災害時においては、住民がこれらの施設へ避難するため、避難経路を整備するとともに、緊急通行車両等の侵入道路の整備も行うものとする。

(2) 道路等の整備

町本部、物資の一時集積場所となる御嵩町防災コミュニティセンター、ヘリポート、指定避難所等防災上重要な拠点となる施設を結ぶ道路の整備を図るとともに、不特定多数の者が利用する橋梁のほか、歩道橋等の交通安全施設についても、耐震基準を満たさないものは、緊急性や必要性等を考慮の上、順次耐震改修を図るものとする。

第2項 広域応援体制の整備

一般対策編第2章第14節「広域応援体制の整備」を準用する。

第3項 防災通信設備等の整備計画

一般対策編第2章第9節「防災通信設備等の整備計画」を準用する。

第4項 医療・救護体制の整備

一般対策編第2章第15節「医療・救護体制の整備」を準用する。

第5項 緊急輸送網の整備

1 計画の方針

大規模震災時には、道路・橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多いため、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた耐震化対策を進める。

2 緊急輸送道路の指定

県は、緊急輸送道路を、次のとおり指定している。

(1) 緊急輸送道路は、地震発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等その役割から次のとおり区分してネットワークを構築する。

ア 第1次緊急輸送道路…県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

イ 第2次緊急輸送道路…第1次緊急輸送道路と知事が指定する※地域防災拠点と相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

ウ 第3次緊急輸送道路…第1次・第2次緊急輸送道路と知事が指定する※地区防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

※地域防災拠点：次のうち知事が指定するもの

- ・市町村役場 ・市町村役場支所 ・県土木事務所 ・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- ・自衛隊の庁舎、事務所 ・緊急物資の備蓄地点 ・広域救護病院
- ・一時集積配分拠点施設、臨時緊急ヘリポート ・その他知事が指定するもの

※地区防災拠点：次のうち知事が指定するもの

- ・広域避難地

3 町における措置

町における県指定緊急輸送道路は、次のとおりである。

町は、その他にも県指定緊急輸送道路と接続し、町で定めた防災拠点のほか、指定避難所、医療施設等をネットワークできる形で、速やかに道路の啓開を図れるように業者との連携等、体制の整備に努める。

町内の県指定緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路	国道21号（土岐一井尻）、21号バイパス、東海環状自動車道
第2次緊急輸送道路	国道21号（井尻一上恵土）、主要地方道多治見白川線、一般県道多治見八百津線、町道御嵩45号線

4 道路被害状況の迅速把握

町及び県は、地震災害発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づき応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

5 防災拠点の指定

県は、次の区分により防災拠点を指定している。

第1次拠点	県庁舎、地方生活圏中心都市庁舎
第2次拠点	市町村庁舎、県出先機関、警察署、消防本部、自衛隊、国土交通省関係事務所、 その他省庁、ヘリポート、道の駅、災害医療拠点、物流拠点、広域防災拠点、 河川防災ステーション、S A・P A等
第3次拠点	広域避難地

6 一時集積配分拠点施設の設置

町は、地震による災害が発生した場合において、被災地の物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するために、御嵩町防災コミュニティセンターに一時集積配分拠点施設を確保するものとする。

7 緊急通行車両の周知・普及

町及び県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

8 沿道建築物等の耐震化

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。

第6項 地震防災訓練計画

一般対策編第2章第2節第2項「防災訓練計画」を準用する。

第4節 民生安定のための備え

第1項 避難対策

1 計画の方針

大規模地震発生時には、崖崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された指定避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、指定避難所における良好な生活環境の確保に努める。

2 避難計画の策定

町における指定緊急避難場所又は指定避難所は、一般対策編第2章第10節「避難対策」に定めるとおりである。

町は、地震災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう避難計画を策定し、住民、指定避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底する。

《計画の内容》

- (1) 避難の指示を行う基準
- (2) 避難の指示の伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所又は指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 避難方法、指定緊急避難場所又は指定避難所への経路、誘導方法、誘導責任者等
- (5) 指定避難所等の整備に関する事項
 - ア 収容施設
 - イ 給水施設
 - ウ 情報伝達施設
- (6) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

3 行政区域を越えた広域避難の調整

町は、県の協力を得て、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

- (1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難及び受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努める。加えて、他都道府県からの避難者や観光客の受入を想定した避難対策を検討するものとする。
- (2) 被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- (3) 町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

4 指定避難所

(1) 指定避難所の指定

町は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長時間に及び宿泊を要するときの施設と

してあらかじめ指定避難所を確保・指定し、住民に周知する。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。指定避難所の選定にあたっては、二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物の構造等を考慮し安全性が十分確保されていること、主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていることなど、環境衛生上問題のないことなどを確認しておく。

また、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、貯水槽・給水タンク、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るほか、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した施設を整備する。また、空調、洋式トイレ等の整備や、社会福祉施設等を指定避難所として指定するなど要配慮者に配慮した福祉避難所の確保、宿泊施設を指定避難所として借り上げるなど、多様な機能を備えた指定避難所の確保について検討するとともに、指定避難所が使用不能となった場合や感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮した上で、民間施設等で受入れ可能な施設を検討しておく。

加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

なお、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

町は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

さらに、住民の生活を維持するために必要な物資等の供給を持続的に行うことができるよう防災拠点との連携方策や指定避難所において安定したエネルギーの確保のための再生可能エネルギー技術（太陽光発電、燃料電池、蓄電池等）の導入及び活用について検討する。

(2) 指定避難所の施設設備の整備

町は、次のうち出来るものから順次整備を図るものとする。

ア 指定避難所開設に必要な施設設備…貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、テレビ、ラジオ等、通信機器（非常緊急通話用電話、衛星携帯電話等）、非常用燃料、非常用電源（発電機、太陽光発電施設）

イ 指定避難所生活の環境を良好に保つための設備…換気、照明等

ウ 要配慮者への配慮…スロープ、障がい者用トイレ、文字を表示できるラジオ等

(3) 指定避難所運営マニュアルの策定

町、自主防災組織、施設管理者の協議により、予定される指定避難所ごとに、事前に指定避難所運営マ

マニュアルを策定する。

避難所における感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう務める。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

《指定避難所運営マニュアルの内容》

- (1) 指定避難所開設・管理責任者
- (2) 避難者の自治組織（代表者、意思決定手続等）に係る事項
- (3) 指定避難所生活の基本的ルール
 - ア 居住区画の設定・配分
 - イ 共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等）
 - ウ プライバシーの保護等
- (4) 避難状況の確認方法
- (5) 避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約
- (6) その他指定避難所生活に必要な事項
- (7) 平常体制復帰のための対策

(4) 指定避難所開設状況の伝達

町は、指定避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておくものとする。

(5) その他事前計画の検討

各指定避難所に、要配慮者を優先すべきスペースを想定することや各学校等においては迅速な授業体制の復旧のため児童・生徒が専用で使用し一般の避難者を立入禁止とするスペースをあらかじめ定めるなど、指定避難所開設時に必要な対策を検討する。

5 指定緊急避難場所

町は、指定避難所へ避難する前に組織的避難が円滑に行えるように自主防災組織、自治会ごとに一時的に集合して待機する場所として指定緊急避難場所をあらかじめ確保・指定し、住民に周知する。

《指定緊急避難場所の選定基準》

- (1) 災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に該当指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
- (2) 異常な現象（洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、大規模な火事等）による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。
- (3) 指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも避難上有効なスペースなどがあること。

6 在宅避難者等の支援

町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

7 車中泊避難者の支援

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、

車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

8 避難道路の指定

町は、市街地の状況に応じ、住民の理解と協力を得て、避難道路を指定し、住民に周知する。

《避難道路の選定基準》

- (1) おおむね8メートル以上の幅員とする。
- (2) 相互に交差しないものとする。
- (3) 道路沿いには、火災、爆発等の危険の大きな工場等がないよう配慮する。
- (4) アーケードのない道路とし、窓ガラス、看板等の落下物も考慮する。
- (5) 地盤が比較的強固で、浸水等の危険のない道路であること。
- (6) 自動車の交通量になるべく少ないこと。
- (7) 複数の道路を選定するなど周辺地域の状況を勘案して行う。

9 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、消防団等の防災関係機関、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握、共有及び避難支援計画の策定等、避難行動要支援者の避難誘導體制を整備する。

10 避難に関する広報

町及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、指定緊急避難場所、指定避難所、災害危険地域等を明示した防災マップやハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施する。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。

11 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生することから、町及び県は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

12 避難所等におけるホームレスの受入れ

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

13 避難情報の把握

町及び県は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。

また、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組みを円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、

個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

14 感染症の自宅療養者等の避難

町は、県との連携の下、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

15 デジタル技術を活用した被災者支援

町及び県は、被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用による避難者の把握・管理などのデジタル技術を活用した取組みについて、国の動向も踏まえつつ、導入に向けた調査・研究に努めるものとする。

町及び県は、指定避難所以外への避難者の人数や必要物資等の把握が可能となる「分散避難システム」等を活用し、指定避難所以外への避難者に対しても、迅速な支援を行うことができる体制を構築するものとする。また、地域における防災訓練や研修の場などを通じ、町民に対して「分散避難システム」を広く周知し、災害時における活用を推進するものとする。加えて、国が構築している「クラウド型被災者支援システム」など、被災者支援に資するシステムの調査・研究に努めるものとする。

第2項 災害対策物資備蓄等の計画

一般対策編第2章第8節「災害対策物資備蓄等の計画」を準用する。

第3項 防災資機材の確保対策

一般対策編第2章第8節「災害対策物資備蓄等の計画」を準用する。

第4項 防疫対策

一般対策編第2章第16節「防疫対策」を準用する。

第5項 要配慮者対策

一般対策編第2章第12節「要配慮者対策」を準用する。

第6項 応急住宅対策

1 計画の方針

大規模地震により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

2 供給体制の整備

町及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、必要戸数分の建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。また、用地ごとの災害リスク等の情報把握に努めるとともに、災害時応援協定締結団体による供給能力等の把握に努めるものとする。

3 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、災害時に円滑に提供できるようにするため、市町村や協定締結団体への災害救助法に基づく供与制度の周知と供給体制の強化を図るものとする。

第7項 孤立地域防止対策

1 計画の方針

町域の大部分は山地で占められており、その中を河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地を形成、山間地には小集落が点在している。こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

2 通信手段の確保

通信手段については、一般対策編第2章第9節「防災通信設備等の整備計画」に定めるところによる。

町及び県は、災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。

3 孤立地域の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

町及び県は、道路整備等による孤立地域対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

4 孤立予想地域の実態把握

町及び県は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化する。

5 備蓄

備蓄については、一般対策編第2章第8節「災害対策物資備蓄等の計画」に定めるところによる。

町は、孤立地域内での生活が維持できるように、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

県は、孤立地域を支援するために必要となる資材（発電機等）をパッケージ化して備蓄するものとする。

6 別荘利用者等の孤立情報の把握、集約

県は、別荘利用者等の把握を速やかに行うため、別荘利用者等に関する孤立情報の連絡体制を確立し、町へ周知するものとする。

7 その他

町は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第5節 地震に強いまちづくり

第1項 まちの不燃化・耐震化

1 計画の方針

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生した。

このため、建築物の耐震化・不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進することが必要であり、災害廃棄物の発生を抑制する意味でも、想定を超える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

2 防災上重要な建築物の耐震性確保の推進

町は、災害時に応急対策活動の拠点となる町有施設の耐震性を確保するため、次の施設の耐震工法及び耐震補強等の耐震化を推進する。

《応急対策活動拠点》	
●災害対策本部設置場所及び代替場所	→ 一般対策編第3章第1節第1項に定める施設
●物資の一時集積場所	→ 一般対策編第2章第8節第5項に定める施設
●ヘリポート	→ 一般対策編第2章第11節第3項に定める施設
●避難行動要支援者用避難区画施設	→ 一般対策編第2章第10節に定める施設
●指定避難所	→ 一般対策編第2章第10節に定める施設

3 建築物の防災対策

町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく、町の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「御嵩町耐震改修促進計画」という。）に基づき、計画的な耐震化を促進していくこととする。

(1) 防災上重要な建築物の耐震性確保

町及び公共的施設管理者は、県有施設の耐震化に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進するものとする。

(2) 一般建築物の耐震性強化

町及び県は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図るものとする。

ア 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう、中濃建築事務所との連携による岐阜県建築行政マネジメント計画の推進を行う。

イ 耐震化に関する啓発及び住民相談の実施

町及び県は、耐震化の必要性と具体的な耐震補強について、木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを紹介や、耐震工法等の資料の配布、説明会等の開催により啓発に努める。

また、建築相談窓口を開設し、住民からの建築物の耐震化に関する相談に応じ、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導を実施する。

ウ 建築士事務所協会等の協力

建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士事務所協会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

エ 広報の実施

学校、医療機関、観光施設等多数の住民が集合する建築物においては、落下物の防止を含む耐震性の確保について指導、広報を行う。

オ 建築物等耐震化促進事業費補助の実施

「建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱」により、建築物の耐震診断、耐震補強工事を、要綱に定める要件及び方法を満たした場合、経費の一部を国、県及び町が負担する。

(3) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

町及び県は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努める。

ア 危険度判定活動の普及啓発

町は県と協力し判定士の養成に努め、危険度判定活動の普及啓発を行うものとする。

イ 震前判定計画、震前支援計画の作成

町は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、県が作成する「震前判定計画」を参考に、予め震前判定計画を作成する。

ウ 研修機会の拡充

町及び県は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め判定士を対象とした判定訓練を実施し、判定技術の向上を図る。

エ その他の安全対策

町、県及び建築物の所有者等は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずる。特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進めていくものとする。

4 ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策

- (1) 住民に対し、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についての知識普及を図る。
- (2) ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の順守を指導する。
- (3) ブロック塀を設置している住民に対して、日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。

5 道路、河川施設等の防災対策

(1) 道路の整備

地震発生時における道路機能を確保するため、町道について、のり面等危険箇所調査により対策工事の必要箇所を指定し、整備を図る。

(2) 橋梁の整備

地震発生時における橋梁の確保のため、各管理橋梁について、補修等対策が必要なものの調査を行い、順次対策工法等を定め、改修に努める。

(3) 河川等の整備

河川管理者及び町は、次のとおり、安全と利用の両面から河川施設の整備を推進する。

ア 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

イ 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。また、高水敷を利用した緊急河川敷通路の検討・整備を図る。

ウ 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。

エ 河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。

6 都市の防災対策

(1) 都市防災の推進

町は、市街地における地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地の整備の施策を総合的に展開する。

ア 都市防災の目標

町の災害特性を踏まえ、市街地における構造的強化を図り、災害による被害を防止、軽減するまちづくりを促進する。

イ 都市防災の基本方針

- (ア) 災害の危険性を軽減するまちづくり
- (イ) 災害を防御し、安全な避難を可能とするまちづくり
- (ウ) 安全で快適な環境の創造

ウ 土地利用の規制・誘導の方針

災害に強いまちづくりを目指し、災害危険を軽減する都市空間を形成するため、基盤施設整備の促進によるオープンスペースの確保、大規模跡地の防災的利用、防災上重要な農地、緑地の保全・整備等の総合的、計画的な土地利用施策を推進する。

エ 防災基盤施設の整備方針

大規模地震時における市街地大火災等の災害の発生や拡大を軽減し、災害発生時の避難を可能とするため、指定緊急避難場所又は指定避難所、避難路、防災緑地の整備を推進する。

オ 実現化の方針

地震被害想定結果等から危険性の高い地域は早期整備を進めるものとし、特に、火災による延焼の危険性が高い地域から優先的に指定緊急避難場所又は指定避難所、避難路等の整備、建築物の不燃化の促進等を図る。

(2) 空き家対策の推進

町は、大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して空き家の活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、大規模災害に備えた空き家対策を推進するものとする。

第2項 火災防止対策

一般対策編第2章第5節第1項「火災予防計画」を準用する。

第3項 危険物等の災害予防対策

一般対策編第2章第5節第3項「危険物等保安対策」を準用する。

第4項 地盤の液状化対策

1 計画の方針

県平野部（特に沖積層が厚く堆積したところ）の地盤は軟弱であることを踏まえ、県を震源とした地震はもとより、周辺県、さらに遠隔地で発生した地震においても、それが長周期地震動を伴い、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられる。そこで、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある個所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。

2 液状化危険度に関する意識啓発

町及び県は、現在ある液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過など把握をすすめ、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する意識啓発を行う。

3 液状化危険度調査の見直し

町及び県は、揺れの時間の長さを考慮した、精度の高い液状化危険度マップを作成し、平素から液状化危険度を把握するとともに、住民に対する危険度の周知に努める。

4 堤防の耐震対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化現象等による堤防の沈下が懸念される。河川管理者は、水害等の複合災害を防ぐため、堤防の点検及び耐震対策等を適切かつ優先的に行う。

5 ライフライン施設等の液状化対策

町及び県は、ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設等の被害を防止する対策を実施する。

第5項 災害危険区域の防災事業の推進

1 計画の方針

町有面積の約3割は山地であり、がけ崩れ、山崩れ、地すべり、さらには、亜炭鉱の坑道が空洞のまま残された多くの箇所において、地表沈下や陥没が現在も続いている。これらの地震発生時に災害の危険性のある区域をいくつかかかえているとともに、道路の地割れ、陥没、堤防の損傷等が発生するおそれがある。また、大規模な地震が発生した場合、これらの被害により、一瞬にして多くの人命を失い、また広範囲に人命が危険にさらされるおそれがあり、防災事業の推進が必要である。

このため町は、国、県とともに災害危険区域を把握し、関係機関及び住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図る。

2 土地利用の適正誘導

町及び県は、地盤災害の予防対策として、土地基本法（平成元年法律第84号）の基本理念を踏まえ、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法（昭和43年法律第100号）をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への規制・誘導を図る。同時に、地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤災害の予防を検討する必要がある。

この他地盤災害の発生すると思われる地域の人々へは、防災カルテや防災マップ等により正しい知識の普及に努め、周知徹底を図る必要がある。

3 宅地造成の規制誘導

町及び県は、宅地造成及び特定盛土等規制法や都市計画法の開発許可制度によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、擁壁の技術基準など、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を進める。

4 土砂災害防止事業

国、県及び町は、法令に基づき土砂災害警戒区域等、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等を指定し、有害行為等の規制等を行うとともに、次により土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を図るものとする。

また、土砂災害警戒区域及び非常時の避難場所を記載したハザードマップを作成・配布するとともに、土砂災害警戒区域表示看板を設置し、地域住民に対し周知を実施する。

5 治山事業

国及び県は、山腹崩壊地及び危険地、荒廃溪流及び荒廃のきざしのある溪流等について、復旧治山事業及び予防治山事業の推進を図る。また、森林機能の低下している森林については、保安林整備事業等によって森林の造成を推進するものとする。

6 ため池の整備（ダム）

町及び県は、ため池のうち老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流地域に洪水の発生の恐れのあるものについて、地震・豪雨耐性評価を実施し、防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次堤体断面の補強や耐震化、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図るものとする。また、取水施設の整備等により使用されなくなったため池について、地元要望をもとに、廃止工事の検討・実施を行うものとする。

県及び町は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるお

そのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。

7 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

町、県及びその他の関係機関は、傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるため、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。

また、既存の土地造成地であって、崩壊等の危険のある土止め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導するものとする。

更に土砂災害のおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、県は町の意見を聴いて、災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特別警戒区域については、新たな住宅等の立地抑制を図り、町は警戒区域ごとに土砂災害に係る情報伝達及び警戒避難体制の整備を図り、土砂災害から地域住民の生命を守るよう努めるものとする。

土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、県は、土砂災害警戒区域に関する資料を関係市町村に提供し、県は、町地域防災計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図られるよう支援する。

8 液状化対策

町は、県の提供する被害想定により作成した地盤の地震動及び液状化判定図等の住民への周知、自然災害回避（アボイド）行政による情報の提供を支援及び、地震動を含め、建築物の液状化対策に関する知識の普及を支援する。なお、県は地震動及び液状化による建築物被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。

町は、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図っていく。

9 亜炭鉱跡の防災対策事業

国は、町及び県の要望を受け、令和2年度「旧鉱物採掘区域防災対策費補助金（南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業）」（令和2年度補正予算）を公募し、岐阜県が採択された。

南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業は、南海トラフ巨大が発生した場合に大きな揺れが予想される旧亜炭採掘区域において、地盤のぜい弱性に関する調査を行う事業及び、調査結果により、震度6弱の地震により直ちに陥没するような地盤のぜい弱性が極めて高いことを確認し、当該確認された地点について、旧亜炭採掘跡に係る防災工事を行う事業である。

町及び県は、連携して南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業の補助金を活用し、地盤ぜい弱性調査や防災工事を推進するものとする。

また、令和7年度以降も防災対策事業を継続できるよう国に対して要望していくものとする。

第6項 ライフライン施設対策

一般対策編第2章第17節「ライフライン施設対策」を準用する。

第6節 文教関係の予防計画

第1項 文教対策

一般対策編第2章第6節第1項「文教対策」を準用する。

第2項 文化財保護対策

一般対策編第2章第6節第2項「文化財保護対策」を準用する。

第7節 行政機関の業務継続体制の整備

一般対策編第2章第18節「行政機関の業務継続体制の整備」を準用する。

第8節 企業防災の促進

一般対策編第2章第19節「企業防災の推進」を準用する。

第9節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 計画の方針

社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備を重点的に行う。

2 地震防災緊急事業の推進

町は、県が作成する地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行うものとする。

第10節 大規模停電対策

1 方針

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

2 実施責任者

県

町

防災関係機関

事業者

3 実施内容

(1) 連携の強化

県及び防災関係機関は、平時から会議等を開催し、情報共有を行うなど停電の早期復旧に向けた連携体制の強化を図る。

(2) 事前防止対策

県、町及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施する。

(3) 代替電源の確保

県、町及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量しておくことや燃料供給体制を構築する。

県及び町は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図る。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リストを更新するものとする。

第3章 地震災害応急対策

第1節 応急体制

第1項 防災活動体制の整備

活 動 の ポ イ ン ト	
1 本部設置場所	近隣町有施設を代替場所として指示 役場庁舎 ⇨ (被災し使用不能) ⇨ (第1位中公民館)
2 本部長不在時の代理者	副町長→教育長→総務部長→建設部長
3 災害対策本部設置基準	(1) 町域で震度5弱以上の地震が発生したとき。 (2) 相当規模の地震が発生し、町長が必要と認めたとき。
4 動員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・震度3 (準備体制) ⇨ 総務課 防災担当 ・震度4 (警戒体制) ⇨ 総務課、亜炭鉱廃坑対策室、上下水道課、建設課、農林課、企画課 町長が指名した課 ・震度5弱以上 (非常体制) ⇨ 全職員

1 計画の方針

地震は風水害などの災害と異なり、突発的なものであるため、その発生後短時間に起動する体制づくりを整備するとともに、災害対策本部設置予定場所自体が被災する可能性を考慮するなど、迅速性及び柔軟性を備えた初動体制の構築を図る。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般対策編第3章第1節第1項「災害対策本部運用計画」の定めるところによる。

2 災害対策本部設置基準

災 害 対 策 本 部 設 置 基 準	
1	岐阜地方気象台が震度5弱以上の地震の発生を発表したとき、又は岐阜県地震情報ネットワークシステムで役場敷地内に設置している震度計で震度5弱以上の地震の発生を検知したとき。
2	町域に相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるときで町長が必要と認めたとき。
3	東海地震に係る警戒宣言が発令されたとき。

3 災害対策本部設置場所

町本部は、原則として役場内に設置する。ただし、庁舎が被災し、使用不能のときは、近隣町有施設(第1位、中公民館)を代替場所として使用し、職員、住民及び防災関係機関に周知する。

4 本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定めておくものとする。

第1順位 副町長（副本部長）
第2順位 教育長（副本部長）
第3順位 総務部長
第4順位 建設部長

5 町の体制（動員基準）

体制	基準	動員内容	配備をとる課	摘要
準備体制	・岐阜地方気象台が震度3の地震発生を発表又は岐阜県震度情報ネットワークシステムで震度3の地震発生を検知したとき。	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	総務課	災害対策本部は設置されない。
警戒体制	・岐阜地方気象台が震度4の地震発生を発表又は岐阜県震度情報ネットワークシステムで震度4の地震発生を検知したとき。 ・岐阜地方気象台の発表並びに震度情報ネットワークシステムの検知にかかわらず、町内で震度4程度の地震を感じたとき。	警戒活動にあたり、事態の推移に伴い、速やかに本部を設置できる体制	総務課 亜炭鉱廃坑対策室 上下水道課 建設課 農林課 企画課 必要により町長（又は代理者）が指名した課	1 災害警戒本部が設置される。 2 町長が必要と認めれば災害対策本部が設置される。 3 各課の体制は、各々の計画による。 4 各課の体制は、課長と関係職員若干名とする。
非常体制	・岐阜地方気象台が震度5弱以上の地震の発生を発表又は岐阜県震度情報ネットワークシステムで震度5弱以上の地震の発生を検知したとき。 ・岐阜地方気象台の発表並びに震度情報ネットワークシステムの検知にかかわらず、町内で震度5弱程度以上の地震を感じたとき。	災害が発生し、町域に大規模な災害が予想され、全町的に応急対策がとれる体制	全職員	災害対策本部が設置される。

6 動員基準に対応した措置

体制	情報の収集・報告	措置内容
準備体制	震度3の場合	1 地震に関する情報の収集 2 被害情報の把握 3 被害情報の県への報告 4 必要に応じて関係機関等への通報 5 必要に応じて町長等への報告 6 初期災害応急対策 7 災害情報に関する広報
	〔総務課職員による被害調査の実施〕 被害なし → 通常業務〔時間外の場合は報告後解散〕 被害あり → 警戒体制へ	
警戒体制	震度4の場合	1 地震に関する情報の収集 2 被害情報の把握 3 被害情報の県への報告 4 関係機関等への通報 5 各課長及び町長等への報告 6 必要に応じて災害対策本部の設置に関すること。 7 初期災害応急対策 8 災害情報に関する広報
	〔関係各課職員及び町長が指名した課による被害調査の実施〕 被害なし → 通常業務〔時間外の場合は報告後解散〕 被害あり → 非常体制へ	
非常体制	震度5弱以上の場合	全職員が直ちに登庁し、それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施
	全職員が参集途上において被害調査を実施	

7 職員の動員体制

準備体制及び警戒体制要員は、それぞれの基準に該当する地震が発生した場合、直ちに準備あるいは警戒体制につく。

なお、必要により町長（又は代理者）が行う配備要員の指名伝達は、一般対策編に定める系統による。

8 初動体制

(1) 勤務時間外に震度3及び4の地震が発生した場合の初動体制

地震が発生した場合の動員は、原則として本節5「町の体制（動員基準）」に基づいて行う。

震度4までの初動体制は、主に被害調査を行い、本節6「動員基準に対応した措置」に定める対応措置による。

(2) 勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合の初動体制

町の勤務時間外において震度5弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、全職員は自主的に参集する。

1 ↓	参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、役場庁舎に参集する。 (2) 災害その他により、役場庁舎に参集出来ない職員は、最寄りの町機関に参集の上自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告する。 (3) 参集職員により、直ちに災害対策本部を設置する。
2 ↓	被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況及び指定緊急避難場所及び指定避難所への避難状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
3 ↓	被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を各班長に報告する。 (2) 各班長（又は次席者）は、被害状況を町本部長に集約する。
4 ↓	緊急初動特別班の編成	先着した職員により緊急初動特別班※を編成し、順次初動に必要な業務に当たる。
5 ↓	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動特別体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

※ 緊急初動特別班

- (1) 本部長は、非常体制をとる場合は、緊急初動特別班を設置する。
- (2) 緊急初動特別班の班員は、町庁舎から徒歩又は自転車で20分以内の地に住所を有する職員の中から、あらかじめ指名しておく。
- (3) 緊急初動特別班に指名された職員は、参集後直ちにあらかじめ与えられた任務に就くものとする。
あらかじめ与えられた任務とは、次のようなものをいう。
ア 災害対策本部の設置準備
イ 関係機関との連絡調整

第2項 災害応援要請

一般対策編第3章第2節第5項「災害応援要請」の定めるところによる。

第3項 自衛隊災害派遣要請計画

一般対策編第3章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

第4項 地震災害情報の収集・伝達

活 動 の ポ イ ン ト	
1	地震情報の伝達系統図 本項2に定めるとおり
2	被害情報の収集 (1) 被害規模把握のための活動 ・ 職員の参集時による被害調査 ・ 自治会等地域住民及び地域の協力員からの情報収集 (2) 県及び消防庁への報告 ・ 概括的情報を把握できた時点で、直ちに報告 ・ 県に連絡不能 ⇨ 直接消防庁へ報告 ・ 119番殺到時 ⇨ 県とともに消防庁へも報告
3	アマチュア無線、パソコン通信等通信ボランティアの協力体制の構築（平常時より）

1 計画の方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関や町を通じた正確な情報収集が不可欠であり、町は迅速に被害情報及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集ができる伝達体制を確立する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

2 地震情報の受理、伝達

町は地震情報を迅速かつ的確に受理し、災害応急対策活動に役立てる。

(1) 地震情報の発表

気象庁（岐阜地方気象台）は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合は、「震源・震度情報」及び「長周期地震動に関する観測情報」（長周期地震動階級1以上を観測した場合）を、震度3以上を観測した場合は「震度速報」及び「震源に関する情報」を、震度5弱以上を観測した場合は「推計震度分布図」を、顕著な地震の震源要素更新や地震が多発した場合等は「その他の情報」を発表し伝達する。

さらに場合に応じて、地震活動の状況等をお知らせする「地震活動に関する解説情報」等の資料提供をするものとする。

(2) 地震情報等の伝達体制

地震情報等は、次の系統図に示す経路によって、迅速かつ的確に伝達する。

町は、県が岐阜地方気象台から受理した地震情報及び震度情報ネットワークシステムから得られた震度情報について、県から伝達を受ける。

町は、地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、町防災行政無線等により住民等への提供に努めるものとする。更にその内容に応じた、避難の指示等の措置を行う。

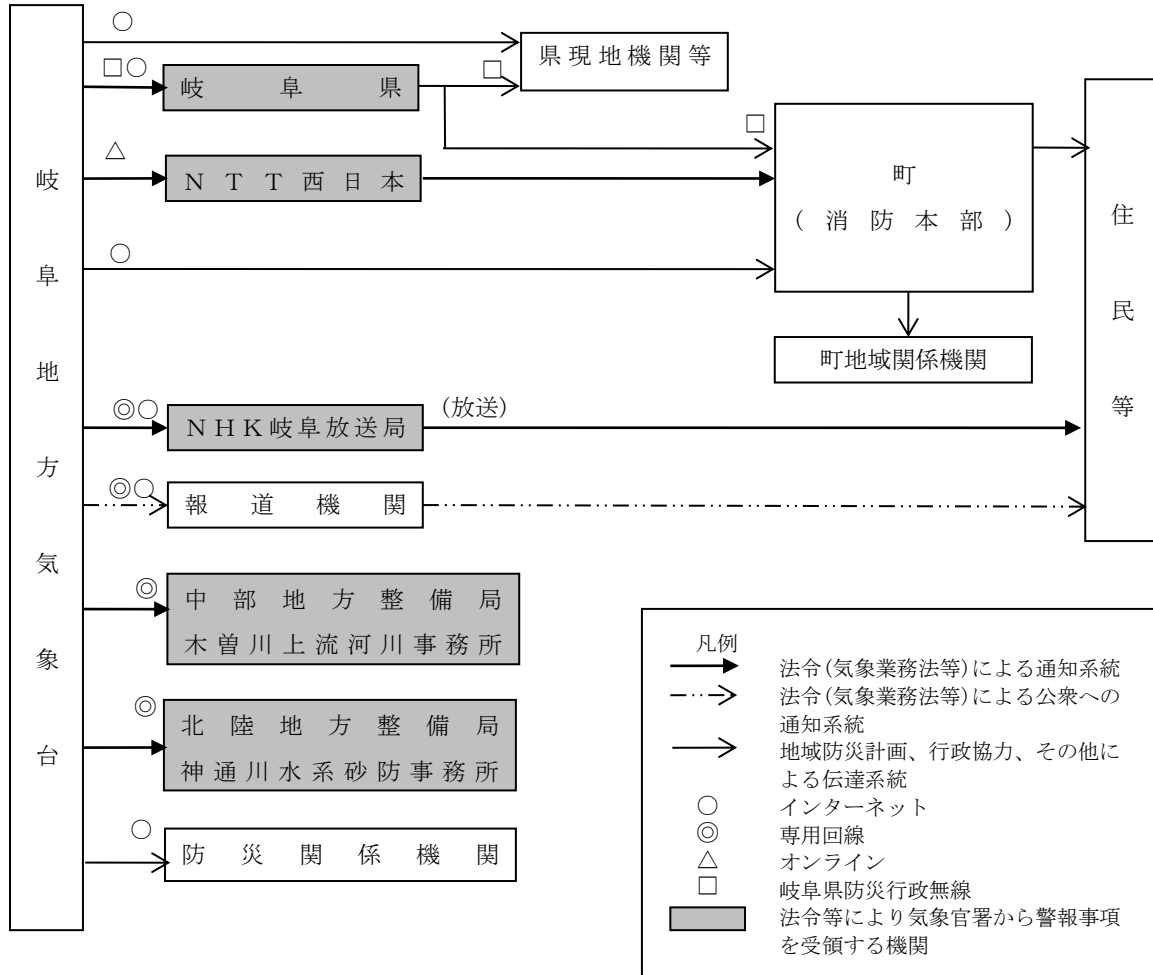
報道機関は、岐阜地方気象台から地震情報が伝達されたとき、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。

(3) 緊急地震速報の発表、伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会へ通知するほか、関係機関への提供に努める。

日本放送協会は、気象庁からの通知を受けて、緊急地震速報の放送を行う。
 町は、受信した緊急地震速報を防災行政無線(個別受信機を含む。以下同じ。)等により住民等への提供に努めるものとする。

気象警報等の伝達系統図



※ 通信途絶時の代替経路

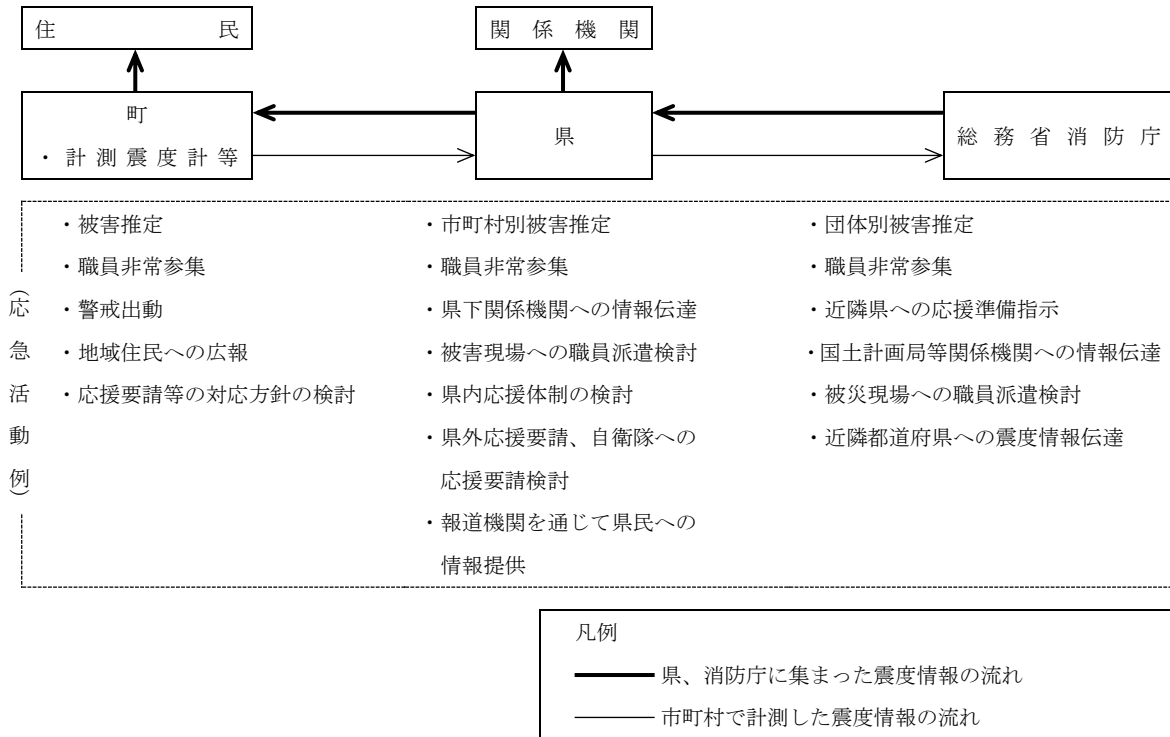
障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、次の代替経路により伝達する。

代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

※ 岐阜地方気象台からの伝達(代替経路)

機 関 名	岐阜県防災行政無線番号
岐 阜 県	400 - 2- 2742
	400 - 2- 2747
N H K 岐 阜 放 送 局	654 (FAX 兼用)
株 式 会 社 岐 阜 放 送	655 (FAX 兼用)

震度情報の伝達系統図



3 関係機関からの情報収集

町及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、地震災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

町は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者等についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、早期に地震被害の概要を把握するため、必要に応じ、防災ヘリコプターや災害対策用指揮車等を活用するとともに、職員を市町村や現場等へ派遣するなど、積極的に地震災害状況の収集伝達を行う。また、町及び県は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。

関係機関との連絡方法

町 ↔ 県	県防災行政無線、電話、衛星通信回線、防災情報システム
町 ↔ 可茂消防本部南消防署（御嵩分署）	電話、消防無線（受令機）、県防災行政無線、衛星通信回線、防災相互通信用無線
町 ↔ 可児警察署	電話、防災相互通信用無線
町 ↔ 御嵩町消防団	電話、防災行政無線（移動系）
町 ↔ 住民（自主防災組織）	電話、防災行政無線（同報系）、インターネット

（注） 防災相互通信用無線は上表のほか、次の機関との連絡が可能であり、また移動系については市町村共通波となっているので、受信地域であれば相互の交信が可能である。

- ・ 県事務所
- ・ 八百津町、可児市、川辺町
- ・ 可茂土木事務所
- ・ 土岐消防署

・可児警察署

4 被害情報等の収集、連絡

(1) 被害規模早期把握のための活動

町本部は、地震による被害規模の早期把握のため、次の活動を行う。

ア 災害発生直後においては、カに定める事項の被害調査を行い、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。

イ 参集途上にある職員に、チェックポイントを記載した経路の地図を携行させ、途中の被害状況等の情報収集を行わせる。

ウ 自治会等住民及び地域防災活動協力員、警察活動協力員から情報を収集する。

エ 被害が甚大な場合にあつては、調査班を編成し現地に派遣する。

オ 甚大な被害を受けた職員を自宅待機させ、自宅周辺の情報収集に当たらせる。

カ 災害発生直後において収集すべき被害情報

1	土砂災害の発生状況
2	人命危険の有無及び人的被害の発生状況
3	家屋等建物の倒壊状況
4	火災等の二次災害の発生状況及び危険性
5	避難の必要の有無及び避難の状況
6	住民の動向
7	道路及び交通機関の被害状況
8	電気、水道、下水道、電話等ライフラインの被害状況
9	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

(2) 情報の整理

県、町等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

(3) 情報の連絡手段

町及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、県被害情報集約システム設置機関にあつては、原則、県被害情報集約システムにより報告する。

(4) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

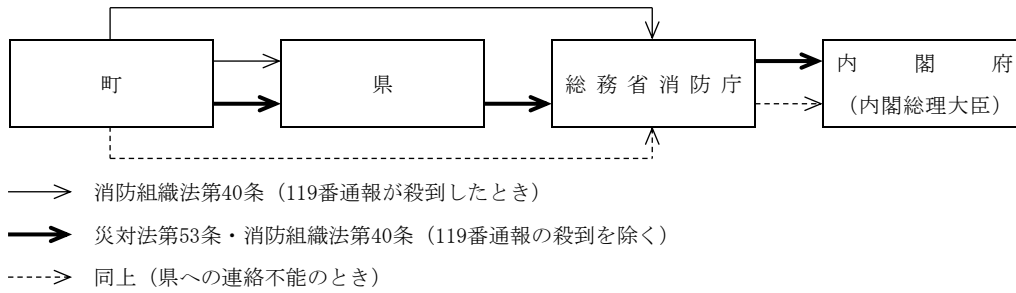
町本部は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報等を把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。建物の被害状況の把握にあつては、第3章第3節第10項「応急住宅対策」の定めるところによる。通信の途絶等により県に連絡できないときは、直接総務省消防庁へ連絡する。

また、119番通報が殺到する状況については、町本部は県に報告するとともに直接総務省消防庁へも報告する。

なお、地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）については、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、県へ連絡するとともに直接消防庁にも報告するものとする。

さらに、町は震度6弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。

災対法第 53 条及び消防組織法第 40 条に基づく被害状況等の報告ルート



消防庁への連絡先（変更後）

回線別		区分	平日（9：30～17：45）	左記以外
			※ 震災等応急室	※ 宿直室
NTT回線	電話		03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話		7527	7782
	FAX		7537	7789
地域衛星通信ネットワーク	電話		TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
	FAX		TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

（注） TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

(5) 第2次段階において収集すべき被害情報

町本部は、(1)のかに定める情報により被害の規模を推定した後、さらに次の調査を行い、的確な応急対策の実施を図るものとする。

1	被害状況
2	避難指示又は警戒区域の設定状況
3	指定避難所の設備状況
4	避難生活の状況
5	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
6	電気、水道、下水道、電話等ライフラインの復旧状況
7	医療機関の開設状況
8	救護所の設置及び活動状況
9	傷病者の収容状況
10	道路及び交通機関の復旧状況

(6) 被害調査の報告及び追加措置

ア 被害状況等の報告方法

町は、地域内に地震災害が発生した場合は、災対法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告するとともに、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告する。災害情報及び被害状況の報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。なお、被害の調査が、被害甚大で町におい

ては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため町単独ではできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行う。

なお、被害調査員のみでは調査が不足の場合又はさらに詳細な調査が必要な場合は、各部により調査班を編成し、一般対策編第3章第4節第2項「災害情報収集等の計画」に定める区分により被害調査を行う。

5 通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線、パソコン通信利用者等通信ボランティアの協力を得ることとし、平常時からその体制を整備する。

第5項 災害通信計画

一般対策編第3章第3節第3項「災害通信計画」の定めるところによる。

第2節 緊急活動

第1項 避難計画

一般対策編第3章第6節第4項「避難計画」の定めるところによる。

第2項 消防・救急・救助活動対策

1 方針

大規模地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるため、消防団員はもとより住民、事業者あげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防ぎよと救助・救急活動等に当たり、激甚な大規模災害等から地域住民の生命、身体を保護する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

この方針に基づき、大規模地震災害発生時の消防機関の災害応急対策は一般対策編第3章第5節第1項「消防・救急・救助活動計画」の定めるところによる。

第3項 浸水対策

1 計画の方針

大規模な地震が発生し、地震による外力や地盤の液化化により堤防の崩壊、水門、ひ門、ダム、ため池等の決壊等が生じ、浸水のおそれがある場合又は浸水による被害に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急措置を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

この方針に基づき、大規模地震災害発生時の浸水対策は、一般対策編第3章第5節第2項「水防計画」の定めるところによる。

第4項 緊急輸送・交通規制対策

1 計画の方針

地震災害により道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策を行う。

具体的には、一般対策編第3章第3節第1項「道路交通対策」及び第2項「輸送計画」の定めるところによるが、交通規制がなされたときの運転者のとるべき措置については、次のとおりである。

2 運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

エ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車両を使用しないこと。

(3) 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等内に在る運転者は次の措置をとるものとする。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

3 物資の広域物資輸送拠点等

岐阜県広域支援計画で定める、御嵩町における岐阜県広域物流拠点「広域物資輸送拠点等」は、次の通りとする。また、御嵩町防災コミュニティセンターが被災した場合は、代替場所（施設）を指定し、職員に周知徹底する。

種 別	名 称	所 在 地	連 絡 先
広域物資輸送拠点等	御嵩町防災コミュニティセンター	御嵩町中切1437-1	0574-42-8233

4 緊急輸送道路の確保

町内における県指定緊急輸送道路は、次のとおりである。

町は、町内のみならず隣接市町村内の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を踏
る。

町内の県指定緊急輸送道路

第 1 次 緊 急 輸 送 道 路	国道21号（土岐ー井尻）、21号バイパス、東海環状自動車道
第 2 次 緊 急 輸 送 道 路	国道21号（井尻ー上恵土）、主要地方道多治見白川線、一般県道多治見八百津線、町道御嵩45号線

第 5 項 県防災ヘリコプター活用計画

一般対策編第3章第5節第3項「県防災ヘリコプター活用計画」の定めるところによる。

第 6 項 孤立地域対策計画

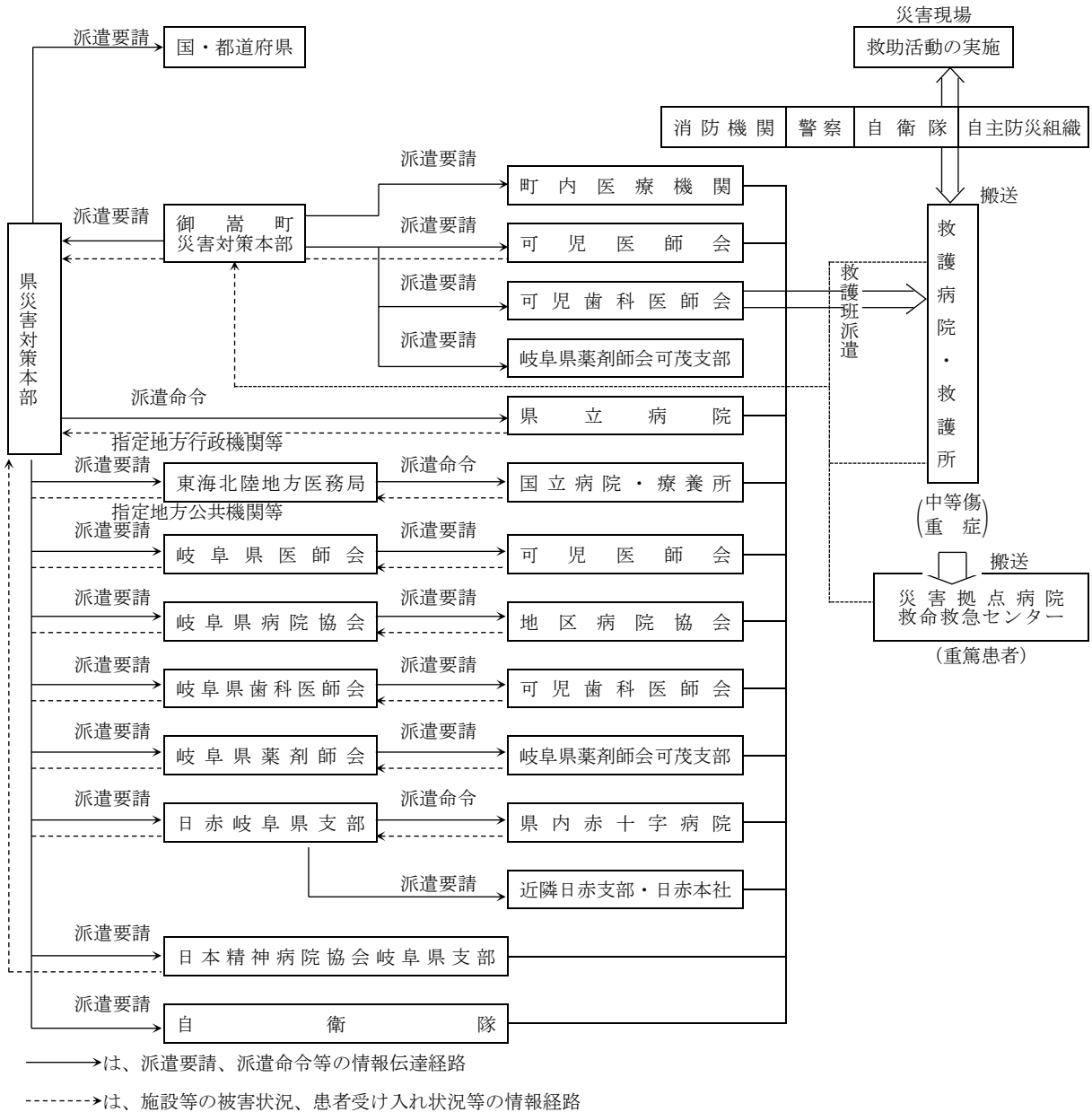
一般対策編第3章第5節第4項「孤立地域対策計画」の定めるところによる。

第7項 医療・救護計画

1 計画の方針

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護体制を確立する。なお、詳細は、一般対策編第3章第6節第11項「医療・救護計画」の定めるところによるが震災対策として、町の救急医療体制を次のように定め、その充実に向け検討、実施していくものとする。

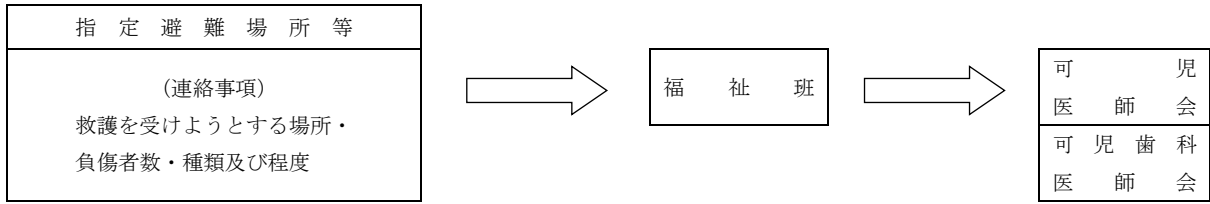
2 医療救護活動体系図



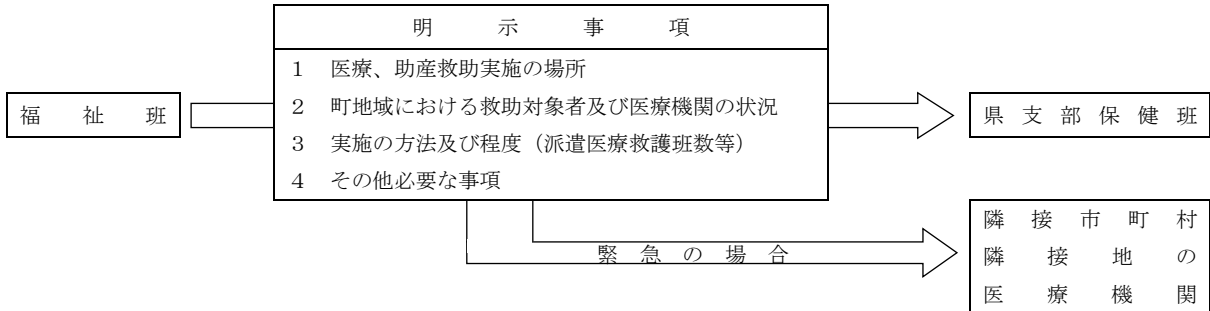
3 初動体制

災害時における救急医療を迅速に行うため町は、可児医師会及び可児歯科医師会との協定により(1)医療救護班を編成し、(2)指定避難所等からの派遣要請に基づいて、(3)救護所を設置(町内医療機関の利用を含む。)し、初動医療活動を開始するとともに、使用する医薬品等の調達を行う。

(1) 医師会への医療救護班派遣要請系統



(2) 県及び隣接市町村、隣接地の医療機関への医療班派遣要請



4 ヘリコプターによる救急搬送

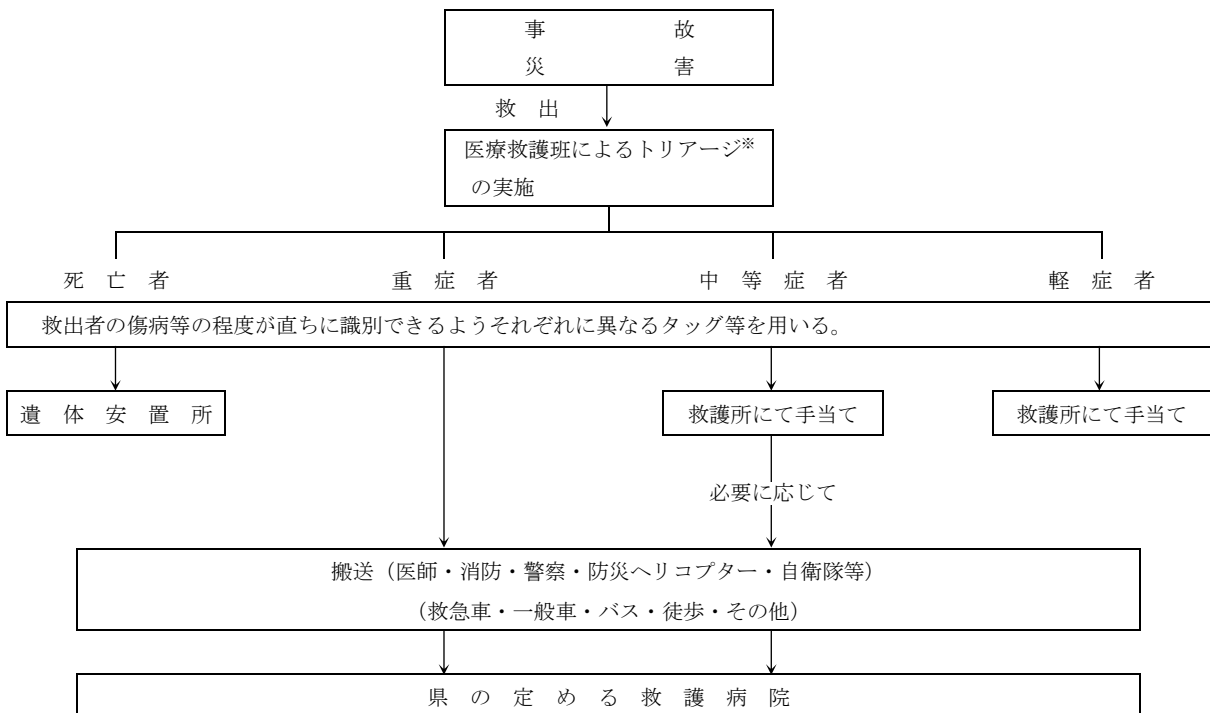
被災地における傷病者等のヘリコプターによる救急搬送を必要とするときは、県防災ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプター等の利用を県に要請する。

詳細は、第3章第2節第5項「県防災ヘリコプター活用計画」を参照。

5 医療活動の実施

町は可児医師会及び可児歯科医師会との協力の下に次のような活動体系を整備するものとする。

災害救護活動体系例



※トリアージ ⇨ 患者の重症度と緊急度によって治療の優先順位を決めること。

第8項 ライフライン施設の応急対策

一般対策編第3章第9節「ライフライン施設の応急対策」の定めるところによる。

第9項 公共施設の応急対策

1 計画の方針

大規模地震発生時には、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想され、特に道路、河川をはじめとした公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であり、また地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要となる。

そのため、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

2 施設別応急対策

(1) 道路施設の応急対策

ア 建設班は、地震発生後速やかに道路パトロールを行い、町道の被害状況を調査し、地震災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努めるものとする。

イ 路上の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施する。

(2) 河川施設の応急対策

県、町、その他の河川・ダムため池等の管理者は、地震災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。

(3) 土砂災害防止施設の応急対策

ア 土砂災害危険箇所の点検、状況把握

町は、県と協力して土砂災害危険箇所のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

町は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知するものとする。

イ 応急対策

県は、土砂災害防止施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼすおそれがある箇所については、速やかに応急復旧を実施するよう努める。

町は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大するおそれがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難指示を行う体制整備するよう努めるものとする。

(4) 治山施設の応急対策

ア 応急対策

治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握とともに、余震、二次災害発生のおそれのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

イ 応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとる。

ウ 応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）

の活用を図る。

(5) 公共建築物の応急対策

県、町等各管理者は、官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設について、災害対策の指令基地や避難施設などの利用が想定されることから、被災建築物応急危険度判定士等による施設及び施設機能の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努めるものとする。

ア 建物の応急対策

「震災建物応急危険度判定士」などによる施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。第2章第5項第1項「まちの不燃化・耐震化」に定めるとおり、判定の必要が認められた場合は、町本部に「公共施設応急危険度判定実施本部」を設置する。

イ 施設機能の応急対策

- (ア) 停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発動発電機の配置並びに燃料確保
- (イ) 無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧
- (ロ) 緊急通行車両その他車両の配備
- (エ) 複写機の非常配備、被災電算機、複写機等の応急復旧
- (オ) その他重要設備の点検及び応急復旧
- (カ) 飲料水の確保
- (キ) エレベーター等に閉じ込められた者の救出
- (ク) 火気点検及び出火防止措置

第3節 民生安定活動

第1項 災害広報計画

活 動 の ポ イ ン ト	
1	被害状況、生活情報、安否情報等情報毎に有効な手段の選択（本項2参照）
2	被災者ニーズの把握と要配慮者に配慮した情報収集、伝達の実施

1 計画の方針

町及び防災関係機関は、震災時において住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編第3章第4節第3項「災害広報計画」の定めるところによるものとする。

2 災害広報の実施

町、県及び防災関係機関は、地震災害発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、被災住民をはじめとする住民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。

(1) 町及び県の広報する災害に関する情報

ア 町と県との役割分担

(町の役割)

- ・地域住民に向けての広報

(県の役割)

- ・被災地の外に対する広報
- ・広域に及ぶ広報

イ 広報の手段

報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供、防災行政無線、コミュニティFMやケーブルテレビの放送、インターネット（SNSを含む）、エリアメール、携帯電話による情報提供、広報紙等の配布、広報車の巡回、掲示板への貼紙、その他広報手段を有効に活用し、また自主防災組織を通じるなど、伝達手段の多重化・多様化に配慮し、迅速かつ的確な広報に努める。

ウ 広報の内容

地震災害の発生状況、避難に関する情報（指定緊急避難場所又は指定避難所、避難情報等）、応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他住民の生活に関する事など、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

(2) 防災関係機関の広報する災害に関する情報

防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、住民等に対し必要な広報（ライフラインの被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて町及び県と連携し、又は、報道機関の協力を得るものとする。

3 報道機関との連携

(1) 情報の提供及び報道の要請

町及び県は、災害、復旧に関する情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道を要請する。また、防災関係機関は、県に準じ、報道機関に対し、居住者等に密接に関係のある事項について情報提供及び報道を要請する。

報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。

4 住民への広報

震災時に有効な情報手段としては、知事を通じた報道機関への放送要請の他、次のようなものがある。

伝達手段	種別	特 色
広 報 車	被 生	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防 災 行 政 無 線	被 生	〃
掲 示 板	生 安	各指定避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情 報 紙	生 安	各指定避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新 聞 折 り 込 み	生 安	指定避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
コミュニティFM ケーブルテレビ	被 生	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
パソコン通信 インターネット (SNSを含む)	被 生 安	町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能

被 被害状況 生 生活情報 安 安否情報

5 被災者への情報伝達

被災者の適切な判断と行動を助け、安全を確保するため、被災者や要配慮者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

広報事項は、一般対策編に定めるとおりとする。

6 被災者等への広報の配慮

町、県等は、文字放送、外国語放送等の多様な広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行う。

7 デマ(風評)等の発生防止対策

町、県及び防災関係機関は、デマ(風評)等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ(風評)等の事実を確認したときは、その解消のため適切な措置を講ずる。

8 住民の安否情報

町は、住民の安否情報を収集し、一般住民等からの安否照会に対応する。

電話(通信)事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「web171」及び携帯、PH

S版災害用伝言板サービスを提供し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図るものとする。

- (1) 住民の安否情報の収集：各避難所単位で収集
- (2) 安否照会への対応：専用電話、専用窓口の設置

9 総合的な情報提供・相談窓口の整備

町、県等は、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、総合対応窓口を設置する。

具体的な設置方法は以下に示す通りとする。

- (1) 町は、各部・課の情報提供・相談事業との連携により、効果的な情報の提供や相談に応ずるため、数本の専用電話を備えた情報提供・相談の総合窓口を設置する。
- (2) 総合窓口は、各部・課から派遣された要員で構成するものとし、町本部の下に置く。

10 安否不明者等の氏名等公表

町は、要救助者の迅速な把握による救助・捜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県が定める手順に従い、県等と連携の上、安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表するものとする。

第2項 災害救助法の適用

一般対策編第3章第6節第1項「災害救助法の適用」の定めるところによる。

第3項 り災者の救助保護計画

活 動 の ポ イ ン ト	
1	一般対策編第3章第6節第5項「食糧計画」、第6項「給水計画」に定めるポイントを準用
2	住民へ7日分の食料の備蓄を広報（平常時より）
3	調達体制の確立（業者との協定締結の検討）
4	避難所における物資の流れと対策ごとの担当班（本項6参照）

1 計画の方針

地震発生後の被災者及び応急対策活動従事者等に対する迅速な食料の応急供給を行うため、これら食料供給活動の実施体制、食料の調達等を迅速、的確に行うものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編第3章第6節5項「食糧計画」、第6項「給水計画」及び第7項「生活必需品供給活動」の定めるところによる。

2 食料の供給

(1) 食料の確保

震災時における食料の供給については、速やかな調達を図るものとするが、大規模な地震が発生した場合は、発災後3日間被災者に供給できる食料があれば、その後は救援物資等により対処可能と考えられるので、まず第一に発災後の3日間の食料を町の備蓄、各家庭の備蓄又は町内業者からの調達でまかなえる体制の確立を目指すものとする。

住民には、インスタントやレトルト等の個人備蓄（7日分）を呼びかける。

本町における確保の方法としては、備蓄のさらなる整備のほか業者との協定締結等を検討する。

(2) 少数者への配慮

通常の配給食料を受付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図る。

3 指定避難所における供給計画

大規模な地震の発生により指定避難所を開設した場合の食料等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

段 階	食 料
第 一 段 階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの、毛布等（季節を考慮したもの）
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等、下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第 三 段 階 (自立心への援助)	食材の給付による避難者自身の炊き出し、なべ、食器類（自炊のためのもの）、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

4 物資調達マニュアルの整備

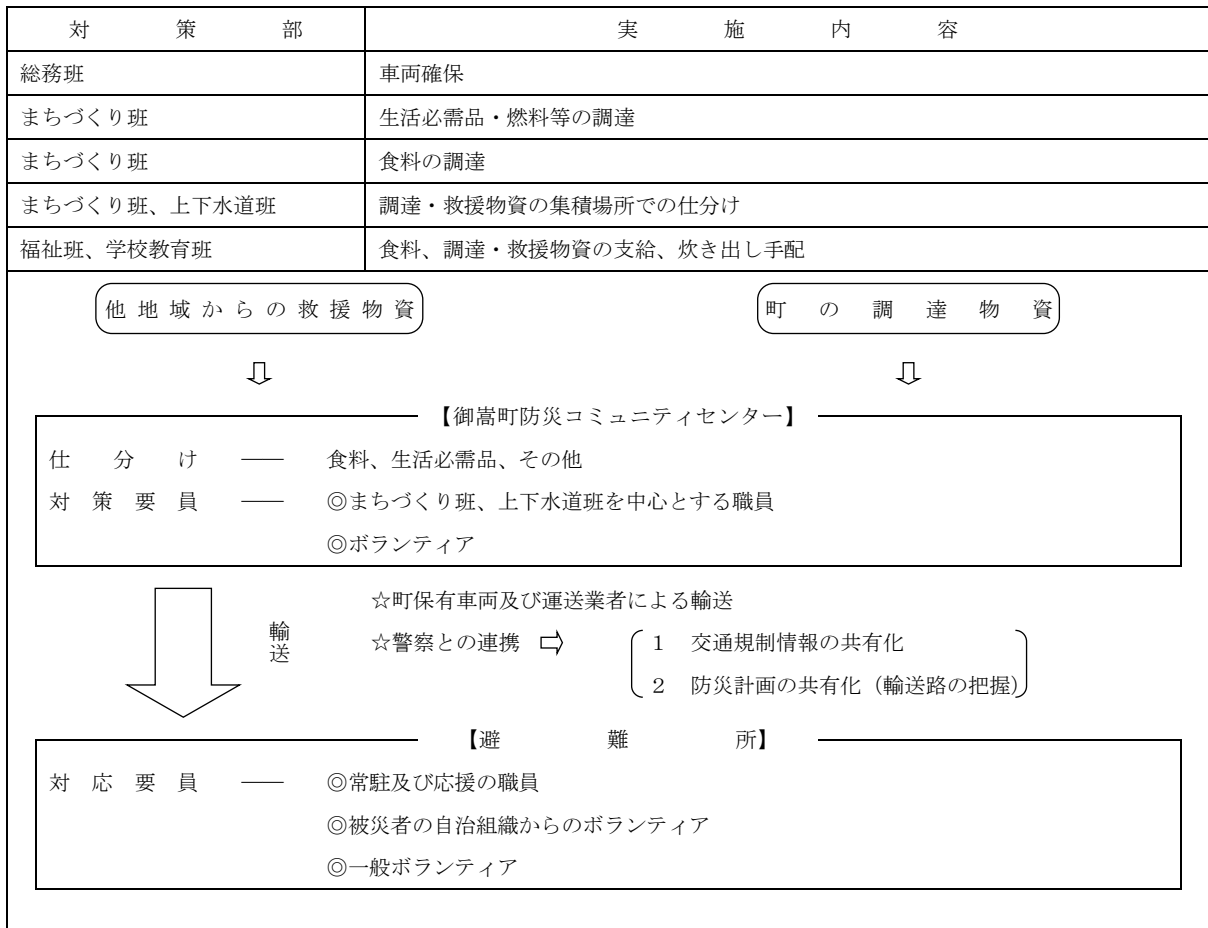
食料の供給・調達については、次の事項等を内容とするマニュアルの策定を図り、マニュアルに従って実施する。

- (1) 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- (2) 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- (3) 炊き出しに必要な場所（調理施設・指定避難所等）の確保及び整備
- (4) 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- (5) 必要に応じ県への食料、食材、資材等の調達の要請
- (6) 援助食料集積地を指定し、責任者等受入れ体制を確立
- (7) 供給ルート、運送体制の確立
- (8) 指定避難所毎の被災者、自主防災組織等受入れ体制の確立
- (9) 被災者への食料の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施
- (10) ボランティアによる炊き出しの調整

5 物資の集積場所

第3章第2節第4項「緊急輸送・交通規制対策」の3に定めるとおり「御嵩町防災コミュニティセンター」とし、職員のほかボランティアの協力により仕分け、配送等の作業を行う。

6 震災時における食料等（生活必需品等含む。）供給の流れと実施担当班



第4項 応急教育対策

1 計画の方針

大規模地震が発生した場合、学校教育においては児童生徒等の安全確保が第一であるが、安否確認等に困難が生ずる。また、学校等の再開については、教育施設が指定避難所として使用され、その使用が長期化する場合、教育の再開時期が問題となる。

そのため災害発生時に、早急に教育施設の確保を図る等応急対策を実施するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

なお、本計画中に定めのない事項は、一般対策編第3章第10節1項「文教対策」の定めるところによるものとする。

2 児童生徒等の安全確保

校長等は、災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、園児及び児童生徒等の保護に努める。

(1) 学校の対応

ア 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。

イ 児童生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。帰宅させるに当たっては、通学路の安全確認、小集団で下校させる等必要な措置をとり、児童生徒等の安全を確保するものとする。

また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。

ウ 登下校中に地震が発生した場合、学校等へ登校し、又は学校等へ引き返した児童生徒等について準じて所要の措置をとるものとする。

校外における学校行事中に地震が発生した場合は、引率責任者は、児童生徒等を集合させ、安全な場所へ避難させる等必要な措置をとるものとする。

(2) 教職員の対応、指導基準

ア 災害発生の場合、児童生徒等を教室等を集める。

イ 児童生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

ウ 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。

エ 障がいのある児童生徒等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。

オ 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。

カ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

キ 児童生徒等の安全を確保したのち、町本部の指示により防災活動に当たる。

3 教育活動の早期再開

町教育委員会は県教育委員会とともに、災害時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずる。

(1) 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、学校等において、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、所管教育委員会等に報告する。

(3) 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

イ 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

ウ 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

エ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図る。

オ 上記によっても教育施設の確保が困難な時は、オンライン授業や二部授業等必要な措置の実施

(4) 教員の確保

町教育委員会は県教育委員会とともに、教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。

なお、確保が困難なときは、合併授業等必要な措置をとる。

4 児童生徒等に対する援助

(1) 学用品の給与等

町教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査、報告する。

調査の結果、県教育委員会は、町が学用品を確保することが困難であると判断した場合、町に対してこれらを給与するため、国及び県内図書取次店等へ協力要請等必要な措置を講ずる。

(2) 就学援助

町及び県は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒等に対し、就学奨励のための必要な援助を行う。

(3) 授業料の減免又は猶予

高等学校等は、被災生徒に対し、授業料の減免又は猶予するための必要な措置をとるものとする。

(4) 育英資金の特別貸付

高等学校等は、被災生徒に対し、育英資金の特別貸付のための必要な措置をとるものとする。

(5) 学校給食及び応急給食の実施

給食を実施している学校等は、学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について、必要な措置をとる。なお、学校給食を実施していない学校等は、保護者が炊事困難な場合等にあっては、関係機関等の協力を得て、応急給食を実施するよう努める。

(6) 防疫措置

学校等は、児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、町本部、県支部保健班、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期する。防疫の実施は、一般対策編第3章第6節第16項「防疫計画」の定めるところによる。

(7) 転出、転入の手続

町教育委員会及び県教育委員会は、児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応する。

(8) 心の健康管理

町教育委員会及び県教育委員会は、被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、災害救助法施行細則等による。

第5項 文化財、その他の文教関係の対策

1 計画の方針

地震災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

2 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者は、その施設に被害が発生した時、被害の状況を町に報告する。

3 公民館その他社会教育施設の対策

町は、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時においては、公民館等は、災害応急対策のため（特に指定避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないので、設置管理者は、その受入れ等について積極的に協力する。

4 文化財の対策

町及び県は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導する。

第6項 要配慮者対策

一般対策編第3章第6節第8項「要配慮者対策」の定めるところによる。

第7項 帰宅困難者対策

一般対策編第3章第6節第9項「帰宅困難者対策」の定めるところによる。

第8項 保健活動・精神保健

1 計画の方針

地震災害時における保健衛生対策については、一般対策編第3章第6節第15項「遺体の搜索、取り扱い、埋葬」、第16項「防疫計画」及び第19項「環境衛生・廃棄物処理」の定めるところによるが、保健活動及び精神保健の措置については、次のとおりである。

2 保健活動

地震災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や地震によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、地震により被害を受けている住民を対象に、町、県、関係機関が協力し、指定避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

(1) 保健活動チームの編成

保健所は、下記のとおり管内における被災地の健康管理体制を把握する。また、健康管理を中心とした保健活動計画を策定する。

町は、保健活動方針を策定する。なお、災害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行うものとする。

保健所では、健康管理班を編成するので、町においても保健師等を中心に協力をを行う。

県は、保健所を通じて市町村が必要とする健康管理体制を把握し、健康管理体制整備に必要な他地域や関係機関、ボランティア等への支援要請及び受け入れの調整を行い、派遣計画を策定する。

〈保健活動チームの編成〉

- ・ 指定避難所巡回保健チーム（医師 1、保健師 2、薬剤師 1）
- ・ 精神科チーム（医師、精神科ソーシャルワーカー、保健師）
- ・ 歯科チーム（歯科医師、歯科衛生士）
- ・ リハビリチーム（医師、理学・作業療法士、保健師、看護師）
- ・ 栄養チーム（栄養士 1～2）
- ・ 臨床心理チーム（臨床心理士 1～2）
- ・ 家庭訪問チーム（保健師 1～2）
- ・ 仮設住宅訪問チーム（保健師 1～2）
- ・ 指定避難所巡回検診チーム（医師、保健師、栄養士、診療放射線技師、臨床衛生検査技師）

(2) 活動内容

町及び県は連携をとり、保健活動チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動する。

具体的な保健活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画のほか、災害救急医療マニュアルに定める。

町及び県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

- ア 指定避難所及び自宅、仮設住宅などの被災者の生活状況の把握及び生活環境の整備
 - (ア) 指定避難所のトイレ・室内の清潔状態・ゴミの整理状態の把握と調整及び指導
 - (イ) 指定避難所の室内の換気・室温等の室温気候の状態の把握と調整及び指導
 - (ウ) 手洗い・消毒・うがい等の清潔行動についての状態の把握と指導

 - (エ) 衣類・寝具による体温調節及び清潔の状態の把握と調整及び指導
 - (オ) 歯磨・入浴・洗髪の状態の把握と調整及び指導
 - (カ) 食事の摂取状況の把握と調整及び指導
 - (キ) 活動状況の把握と調整及び指導
- イ 指定避難所における巡回健康相談等の実施
 - (ア) 避難者個々の健康状態を把握し、対処する。
 - (イ) 症状の出現者及び風邪等、突発的・一時的疾患の罹患者の管理と生活指導
 - (ウ) 被災による症状や障がいのある患者の観察と、疾病管理及び生活指導
 - (エ) 慢性疾患患者の治療の状況把握と服薬指導、医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
 - (オ) 寝たきり老人の治療の状況把握と医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
 - (カ) 妊婦の生活指導と管理
 - (キ) 乳幼児の生活指導と管理
 - (ク) 高齢者の生活指導と管理
 - (ケ) 難病・身体障がい者の生活指導と管理
 - (コ) 結核既往者の管理と生活指導
- ウ 保健所・町における訪問指導の実施及び強化
 - (ア) 結核、難病、精神障がい者、ねたきり老人、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障がい者等への訪問指導を強化する。
 - (イ) 一般家庭への健康調査と保健指導を実施する。
- エ 保健所・町における定例保健事業の実施
- オ 仮設住宅等における訪問指導とグループ指導の実施

3 健康課題に応じた専門的な支援の実施

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援などの専門的な支援を実施する。

具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。

第9項 環境衛生・廃棄物処理

一般対策編第3章第6節第19項「環境衛生・廃棄物処理」の定めるところによる。

第10項 応急住宅対策

一般対策編第3章第6節第10項「応急住宅対策」の定めるところによるが、応急危険度判定については、次によるものとする。

1 計画の方針

地震発生後、余震等による二次災害の防止と住民の安全確保を図るため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「協議会」という。）が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき、被災した建築物及び宅地の危険度判定を実施する。

2 制度の概要

「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」が被災した建築物及び宅地の被害状況を調査し、余震等による二次被害に対する危険度の判定・表示等を行い住民へ情報提供する。

3 被災建築物の応急危険度判定の実施

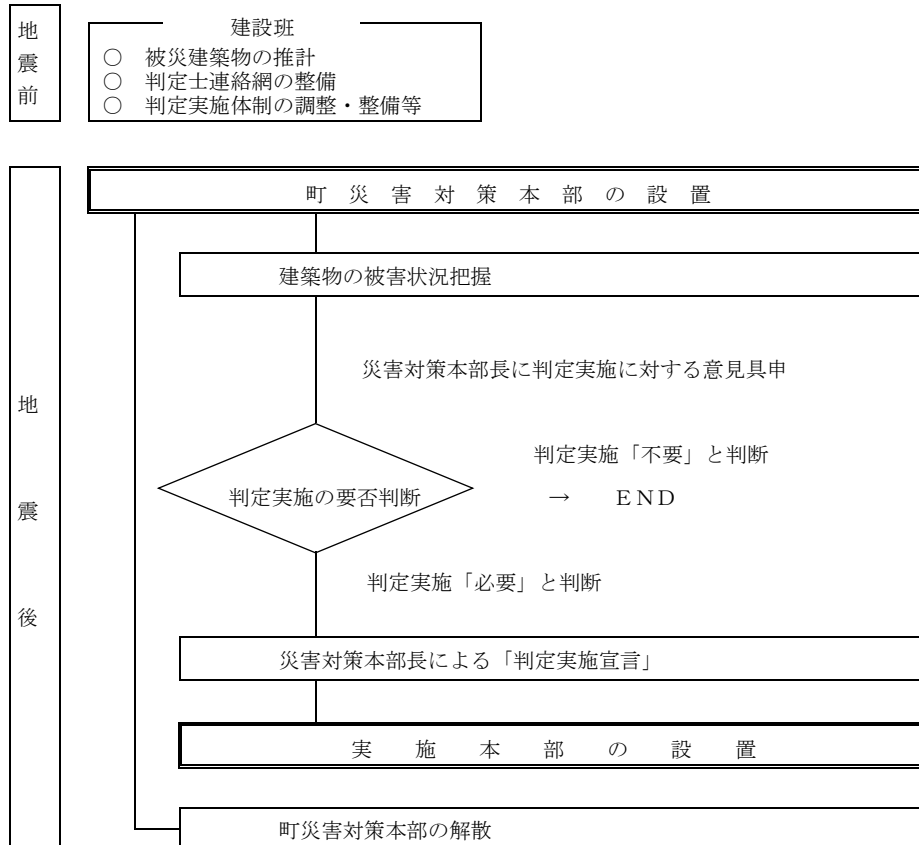
(1) 被災町の実施責務

被災町は、建築物及び宅地の被災状況に基づき危険度判定を要すると判断した場合、判定実施本部を設置し、判定活動に必要な措置を講じるものとする。併せて、被災者等への周知、状況に応じて県への判定士派遣等の支援要請を行うものとする。

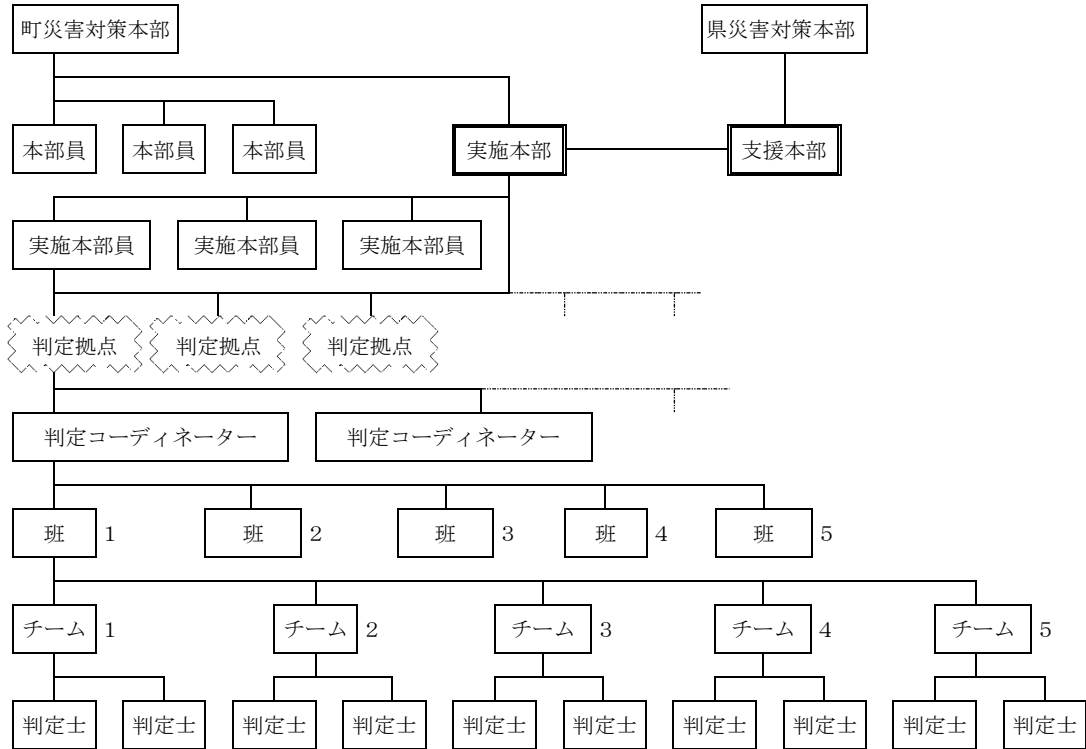
(2) 県の実施責務

県は、町から危険度判定実施の連絡を受けた場合、若しくは被災状況に応じて判定支援本部を設置し、判定士の派遣等必要な支援調整を行う。また、被災規模により、広域支援が受けられるよう協議会等との連絡調整を行うものとする。

(3) 判定実施の流れ



(4) 組織図



第11項 ボランティア受入れ計画

一般対策編第3章第2節第3項「ボランティア受入れ計画」の定めるところによる。

第12項 家庭動物の救援

一般対策編第3章第6節第20項「家庭動物の救援」の定めるところによる。

第13項 災害義援金品の募集配分

一般対策編第3章第6節第21項「義援金品の募集配分」の定めるところによる。

第14項 災害警備活動

1 計画の方針

様々な社会的混乱の中、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るため、必要な措置を講ずる。

2 地震災害発生時における措置

地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、防災関係機関と緊密な連携をとり、次に掲げる対策を講ずる。

- (1) 早期警備体制の確立
- (2) 多様な手段による各種情報の収集・伝達
- (3) 被害実態の早期把握
- (4) 消防等防災関係機関と連携した救出救助活動
- (5) 行方不明者の調査
- (6) 要配慮者等に配慮した的確な避難誘導及び二次災害の防止
- (7) 災害警備活動のための通信・情報管理機能の確保
- (8) 住民等による地域安全活動への指導、連携
- (9) 被災者等のニーズに応じた情報伝達・相談活動
- (10) 不法事案等の予防及び取締り
- (11) 被災地、指定避難所、重要施設等の警戒警備の強化
- (12) 避難路及び緊急交通路の確保
- (13) 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- (14) 広報活動
- (15) 遺体の見分、検視等
- (16) 関係機関による災害復旧活動並びに自発的支援の受入れに対する協力

3 警備対策の具体的な運用

県警察の警備対策の具体的な運用については、岐阜県警察災害警備計画によるものとするが、防災関係機関と緊密な連携をとり対策を講ずる。

第15項 大規模停電対策

1 方針

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

2 実施責任者

県

町

防災関係機関

事業者

3 実施内容

(1) 広報

県、町及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供する。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮する。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報

カ その他必要な事項

(2) 応急対策

県、町及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図る。

県は、電源車や電気自動車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

(3) 電力供給

電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行う。

(4) 通信機器等の充電

県、町及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努める。

第4章 地震災害復旧計画

第1節 復旧・復興体制の整備

第1項 基本方針

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

その際、住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画を促進する。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

第2項 迅速な現状復旧

一般対策編第5章第1節第2項「迅速な現状復旧」の定めるところによる。

第3項 復旧・復興の基本方針の決定

1 基本方針の決定

大規模な地震災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

2 復旧・復興計画の策定

町及び県は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

第4項 人的資源等の確保

災害復旧・復興対策を実施するためには、通常業務に加え、長期間に渡る膨大な業務の執行が必要になることから、町及び県は不足する職員を補うため、必要に応じて、国、他の都道府県、他の市町村に職員の派遣その他協力を求める。

県は、県及び町の被災施設について、復旧工法の早期立案を支援するため、県土木技術職員OBで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊（DRS）」を被災地へ派遣する。

第5項 その他

町及び県は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第2節 公共施設等の災害復旧事業

1 計画の方針

町は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

2 災害復旧の基本的手順

公共施設、公益事業等施設管理者は、次のとおり災害復旧を行う。

(1) 調査分析	・応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等についての調査分析
(2) 災害復旧計画の策定	・調査分析の結果に基づく、災害復旧事業計画の策定 ・再度の災害の防止を図るための必要な新設、改良を組み入れた再度災害防止事業計画の策定
(3) 優先順位の策定	・被災の程度、復旧の難易度等を勘案した復旧効果の高いものからの優先順位の策定
(4) 協力体制	・関係機関の応援協力による災害復旧工事等に必要な技術者等の確保

3 激甚災害に関する対応計画

- (1) 町は、甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であることから、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の早期指定を受けるため、早急な被害情報の収集や早期指定に向けた国への働きかけを行う。
- (2) 町は区域内の被害状況の収集に努め、県が行う調査に協力する。

4 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅等災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 知的障がい者援護施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防施設事業
 - ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
 - セ 湛水排除事業

- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水防除事業に対する補助
 - キ 森林災害復旧事業に対する補助

- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉資金法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政補助
 - ク 雇用保険法（昭和49年法律第116号）による求職者給付の支給に関する特例

(5) 暴力団の排除活動

警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、町、県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第3節 被災者の生活確保

1 計画の方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

2 生活相談

町は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県、従前の居住地であった町及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援及びサービスを提供する。

3 個人被災者への資金援助等

(1) 災害弔慰金、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、地震災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、地震災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障がい見舞金を支給する。

また、地震災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 被災者生活再建支援金

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

(3) り災証明書の交付

県は、発災後速やかに住家被害の調査やり災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付する。り災証明の交付は、被災者からの申請に基づき、遅滞なくり災証明書を交付する。そのため、速やかに、り災証明書の様式を定めるとともに、交付に必要な職員の体制、手続き方法、受付窓口等について定める。また、被害認定基準に関する調査方法について習熟した職員の確保及び育成を図るとともに他の市町村や建築士等との連携体制の構築に努める。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、周知するものとする。

(4) 災害ケースマネジメント

町及び県は、災害ケースマネジメントによる被災者支援を円滑かつ迅速に実施するため、関係団体と連

携構築に努めるものとする。また、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行い、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

4 租税の徴収猶予及び減免

町は、被災者に対する町民税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

5 働く場の確保

町は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておく。

なお、町及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。

6 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

町、県及び関係機関は、被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していく。

第5章 東海地震に関する事前対策

第1節 総 則

第1項 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）が制定され、同年12月14日に施行された。この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測態勢の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6弱以上と予想される地域（6県（神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知）170市町村（当時））が「強化地域」として指定された。

一方、大規模地震対策特別措置法制定以来四半世紀が経過し、その間の観測データの蓄積や新たな学術的知見等が得られてきたことから、平成13年度において中央防災会議は東海地震に関する専門調査会を設置して、新たな想定震源域及びこれに基づく想定震度分布等について検討を行い公表した。その結果、愛知県、三重県で大幅に強化地域が指定され、合わせて8都県（東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重）263市町村（指定当時の市町村数）が指定されるに至った。

その後、強化地域は市町村合併等が行われたため、その数が1都7県157市町村となっている。（平成24年4月1日現在）

今回の見直しの基準は、①震度6弱以上の地域、②20分以内に高い津波が襲来する地域、としている。

岐阜県では、中津川市が見直し前と同様強化地域として指定されているが、御嵩町においては、東海地震が発生した場合、震度6弱以上の地震とはならないと予想されたため、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は、義務付けられていない。

しかし、本町が震度5強以下の地震があっても、中濃地域において、局地的に被害が発生することが予想されるとともに、警戒宣言が発せられた際の社会的混乱の発生も懸念される場所である。

このため、町は、東海地震の発生に伴う災害の発生の防止又は軽減をあらかじめ図るために実施する措置について定めるものとし、一部警戒宣言前を含み、主として、警戒宣言時から地震発生までの間における事前応急対策を定めるものとする。

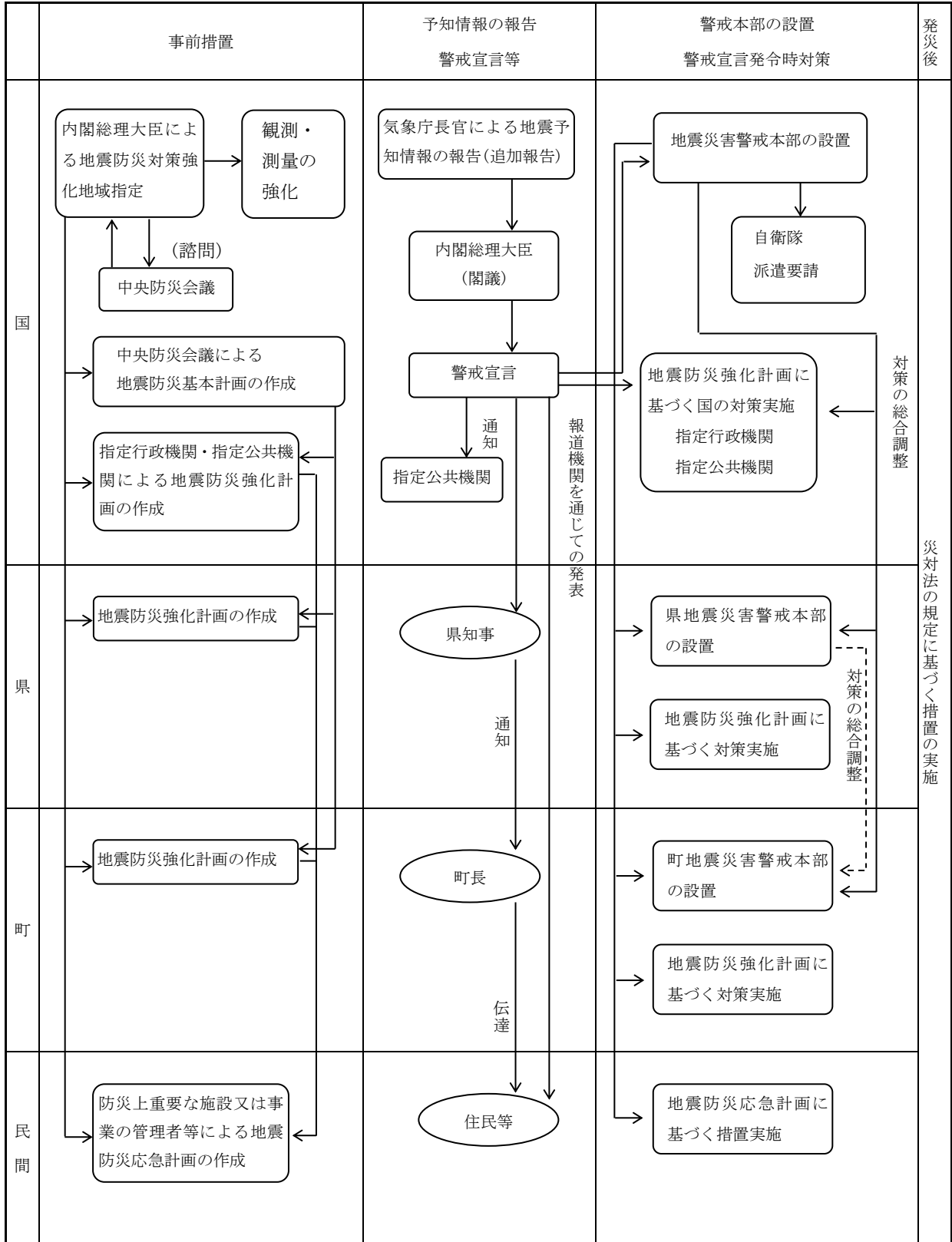
第2項 防災機関が地震発生時の災害応急対策として行う業務の大綱

第1章第3節「町及び防災機関の業務の大綱」の定めるところによる。

第3項 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。

体系図



第4項 基本的な考え方

1 東海地震に関連する調査情報

東海地震に関連する調査情報は、観測データに通常とは異なる変化が観測されたかどうかにかかわらず東海地震に関連する調査情報（定例）として発表しており、観測データに通常とは異なる変化が観測された場合は、各情報の危険度に応じ、以下に示すように「赤・黄・青のカラーレベル」を示すとともに、東海地震に関連する調査情報（臨時）を発表することとしている。

また、すべての情報は、町及び県の広報やテレビ・ラジオ等により住民に周知する。

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」	
情報名	主な防災対応等
<p>東海地震 予知情報</p> <p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 赤)</p>	<p>「警戒宣言」に伴って発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●警戒宣言が発せられると <ul style="list-style-type: none"> ○地震災害警戒本部が設置されます ○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p> 
<p>東海地震 注意情報</p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 黄)</p>	<p>東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます ○救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p> 
<p>東海地震 に関連する 調査情報</p> <p>東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 青)</p>	<p>臨時</p> <p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p>
	<p>定例</p> <p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表されます

2 基本的な考え方

本計画は、次の考えを基本に、上記東海地震予知情報等の発表を受けた場合の方針を策定したものである。

- (1) 警戒宣言が発せられた場合においても、町の機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、
 - ア 警戒宣言・地震予知情報等に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
 - イ 東海地震による被害を最小限に食い止めるための防災措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
- (2) 原則として、一部警戒宣言前を含み、主として警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、観測情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間においても混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。
- (3) 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、本編第2章及び第3章で対処する。
- (4) 町の地域は、強化地域ではないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対処する。
- (5) 本計画の策定に当たっては、次の事項に留意したが、今後、本計画の実施に当たり、十分配慮する。
 - ア 警戒宣言が発せられた日又は翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則として、学校対策等区分が必要な対策については、個別に対応する。
 - イ 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性のあることから、対策の優先度を配慮する。
 - ウ 町及び関係防災機関並びに近隣市町村等と関連を有する対策については、事前に調整を図る。

第5項 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

町、県及び防災関係機関等は、警戒宣言発令前において、東海地震注意情報（以下、「注意情報」という。）に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言時対策の円滑な実施のため、時間を要する準備行動で、警戒宣言前から準備をしておくことが望ましい対策を実施する。

第6項 地震防災応急計画の作成

1 地震防災応急計画の作成

事業所等は、警戒宣言発令時等における事前対策を円滑に行うため、事前に地震防災応急対策計画を作成し、地震災害の未然防止と社会的混乱の防止を図る。

第2節 警戒宣言発令時対策

町及び防災関係機関等は、警戒宣言が発せられたときから地震が発生するまで、又は、警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒宣言発令時対策を実施する。

さらに、注意情報が発表され、政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言前からの準備行動を実施する。

第1項 活動体制

1 計画の方針

東海地震に関連する調査情報（臨時）及び同（定例）の発表から警戒宣言の発令までにおける社会的混乱の防止等を図るため、町は災害対策本部を設置し、公共機関、防災上重要な施設の管理者等とともに、東海地震の予知に関する迅速かつ的確な運営を行う。

2 町本部

(1) 調査情報の発表時

東海地震に関する調査情報が発表された場合は、情報収集、連絡体制を強化し、続報を逃さない体制をとる。

(2) 注意情報発表時

注意情報が発表された場合は、警戒宣言前からの準備的行動が実施できる体制（町本部設置準備体制）をとる。

(3) 警戒宣言発令時

警戒宣言が発せられた場合、その地域に係る警戒宣言発令時対策を実施するため、速やかに勤務場所へ出勤し、災対法の規定に基づき、町本部を設置する。

(4) 警戒解除宣言発令時

警戒解除宣言が発せられた場合、町本部を廃止する。

第2項 防災上重要な施設の管理者

1 調査情報の発表時

調査情報が発表された場合は、情報を収集し、続報を逃さない体制をとる。

2 注意情報発表時

防災上重要な施設の管理者は、注意情報発表の報道に接した場合、実情に応じた準備活動を実施する。

3 警戒宣言発令時

防災上重要な施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、人命の安全確保、火災、爆発等の防止措置をとるため、それぞれ応急計画等に基づき、組織的に防災活動を実施する。

第3項 地域住民の自主防災組織

1 調査情報の発表時

テレビ・ラジオ等の報道に注意を払うほかは、通常どおりの生活を続ける。

2 注意情報発表時

地域住民の自主防災組織は、注意情報が発表された場合、住民への周知や警戒宣言前から準備が必要な活動を実施する。

3 警戒宣言発令時

自主防災組織は、警戒宣言が発せられた場合、組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動する。

第4項 職員の動員体制

1 計画の方針

警戒宣言が発せられてから、当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまでは、その前の注意情報発表の段階を含めても、比較的短時間と考えられ、この間に東海地震の予知に係る対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な要員の動員が不可欠なものであり、町は次のとおり職員の動員体制を定めておく。

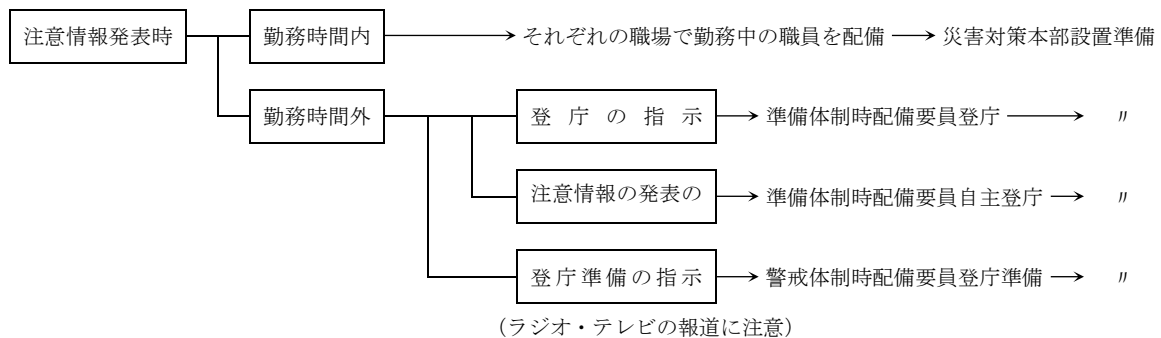
2 調査情報の発表時

調査情報が発表されたときは、勤務時間内においては総務課により情報収集に努め、各課及び関係機関との連絡を密にする。勤務時間外においては、総務課の中からあらかじめ定められた者が登庁し、情報収集、連絡体制をとる。

3 注意情報発表時

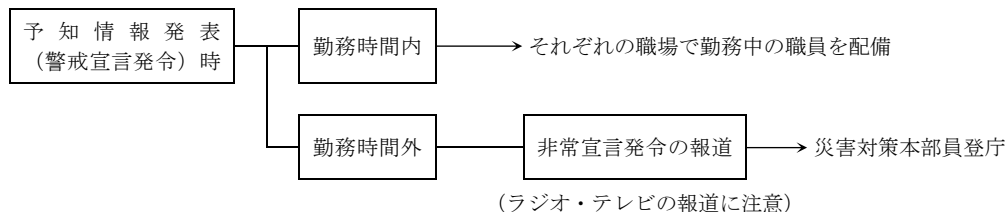
注意情報が発表された場合、勤務時間内においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備するが、勤務時間外においては、第3章第1節第1項「防災活動体制の整備」で定める準備体制をとり、一般対策編第3章第1節第2項「動員計画」に定める情報伝達経路により、非常配備につく者に対し、登庁準備を指示する。

なお、あらかじめ配備要員に指定された者は、注意情報が発表された場合は、登庁の指示を待つことなく自主的に登庁する。



4 予知情報発表（警戒宣言発令）時の対応：災害対策本部の設置

予知情報が発表され警戒宣言が発せられた場合、勤務時間内においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備するが、勤務時間外においては、1で登庁準備の指示を受けた者（災害対策本部員）は、ラジオ、テレビの報道に注意し、予知情報発表（警戒宣言発令）の報道を確認した場合、直ちに登庁する。



第5項 協力体制

1 計画の方針

防災関係機関等は、密接な連携を保ち、相互に協力して地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施する。

2 相互連携及び応援

防災関係機関は、地震防災応急対策を実施する上で、他の機関の応援を求める必要が生じた場合は、直接災害応援協定を締結している他機関に対し、又は県警戒本部若しくは御嵩町対策本部に対し、応援の要請又はあつせんを依頼し協力を得る。

3 警戒宣言前からの準備的行動

町、指定地方行政機関、指定（地方）公共機関の体制を確認する。

町は、広域応援部隊の派遣及び受援準備を行うとともに、災害時応援協定等を締結している市町村等や、隣接市町村等の体制を確認する。

第6項 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

1 計画の方針

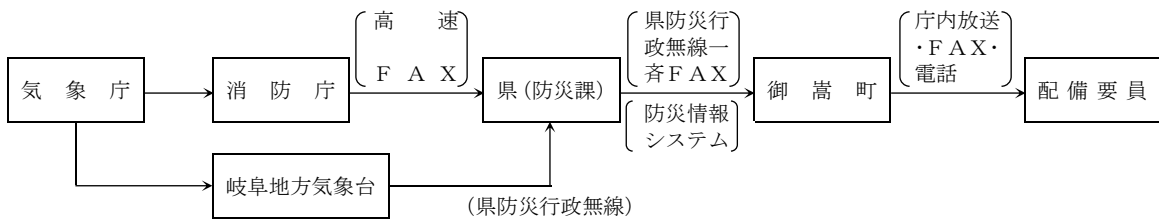
地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関等は、正確かつ迅速な地震予知情報等の伝達及び居住者等に対する緊急広報を実施し、情報の収集、伝達に万全を期する。

2 調査情報、注意情報及び予知情報の伝達

調査情報、注意情報及び予知情報の伝達経路は、次のとおりであるが、町に伝達されてからの町内における経路は、一般対策編第3章第1節第2項「動員計画」に定める経路により伝達する。

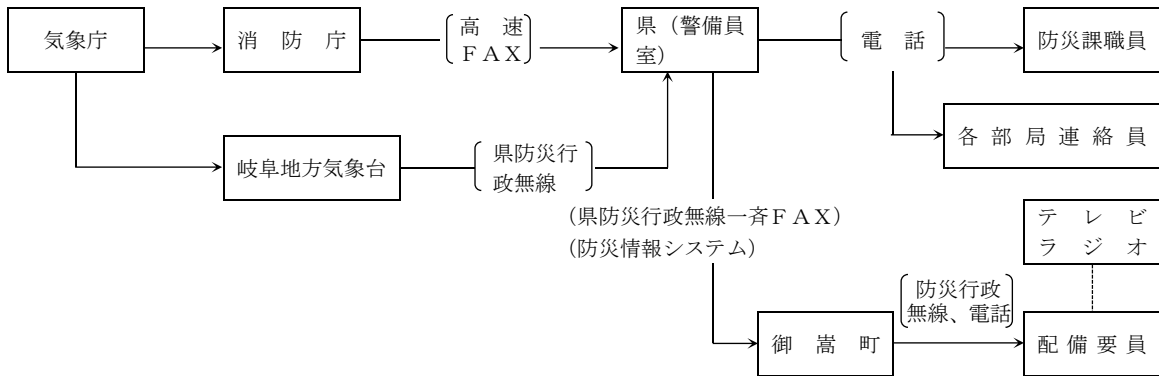
(1) 勤務時間内の伝達経路

調査情報、注意情報及び予知情報の伝達経路は、次のとおりとする。



(2) 勤務時間外の伝達経路

勤務時間外、休日における伝達は、次のとおりとする。



3 地震予知情報等の住民等への伝達

総務班及び企画班は、地震予知情報等が発せられた場合、その内容をサイレン、広報車、同報無線等、あらゆる手段により住民に伝達する。また、テレビ・ラジオ等を通じて伝達する。

なお、この場合、地震予知情報等の意味及び住民等がとるべき行動を合わせて示す。

4 広報対策

企画班は、地震予知情報等が発せられた場合、地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速、的確な広報を実施する。

(1) 警戒宣言時対策

企画班は、居住者等に密接に関連のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、住民等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して表現する。

ア 広報の内容

- (ア) 地震予知情報等の意味、今後の推移、予想される県下の地震の震度等の予測
- (イ) 住民は、デマ(風評)に惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努めること。
- (ロ) 住民は、水、食料の備蓄、家族の連絡方法の確認、不要な火気の始末、家具の転倒防止等の措置を行うこと。
- (ハ) 自動車による移動を自粛すること。
- (ニ) 食料品等の買い出し等の外出は自粛すること。
- (ホ) 電話の使用は自粛すること。
- (ヘ) 病院、旅館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すべきこと。
- (コ) 危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すべきこと。

イ 広報の手段

広報の手段としては、次のようなものがある。なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、必要に応じて、外国語による表示、冊子又は外国語放送などの様々な広報手段を活用して行う。

また、聴覚障がい者に対する情報伝達にも配慮する。

- (ア) ラジオ、テレビ(文字放送を含む。)等
- (イ) パソコン通信(インターネット等)
- (ロ) 同報無線、有線放送及びアマチュア無線
- (ハ) 広報車の巡回等
- (ニ) 報道機関への情報提供
- (ホ) 自主防災組織等若しくは自衛消防組織等

ウ 問い合わせ窓口

居住者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

エ 報道機関との応援協力関係

町と報道機関は、地震予知が行われた場合の報道について、あらかじめ報道協定を締結することとしており、そうした協定に基づき、必要な情報提供を行う。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

上記の広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、併せて注意情報の意味や今後の推移、住民・事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。

5 防災活動状況等の報告

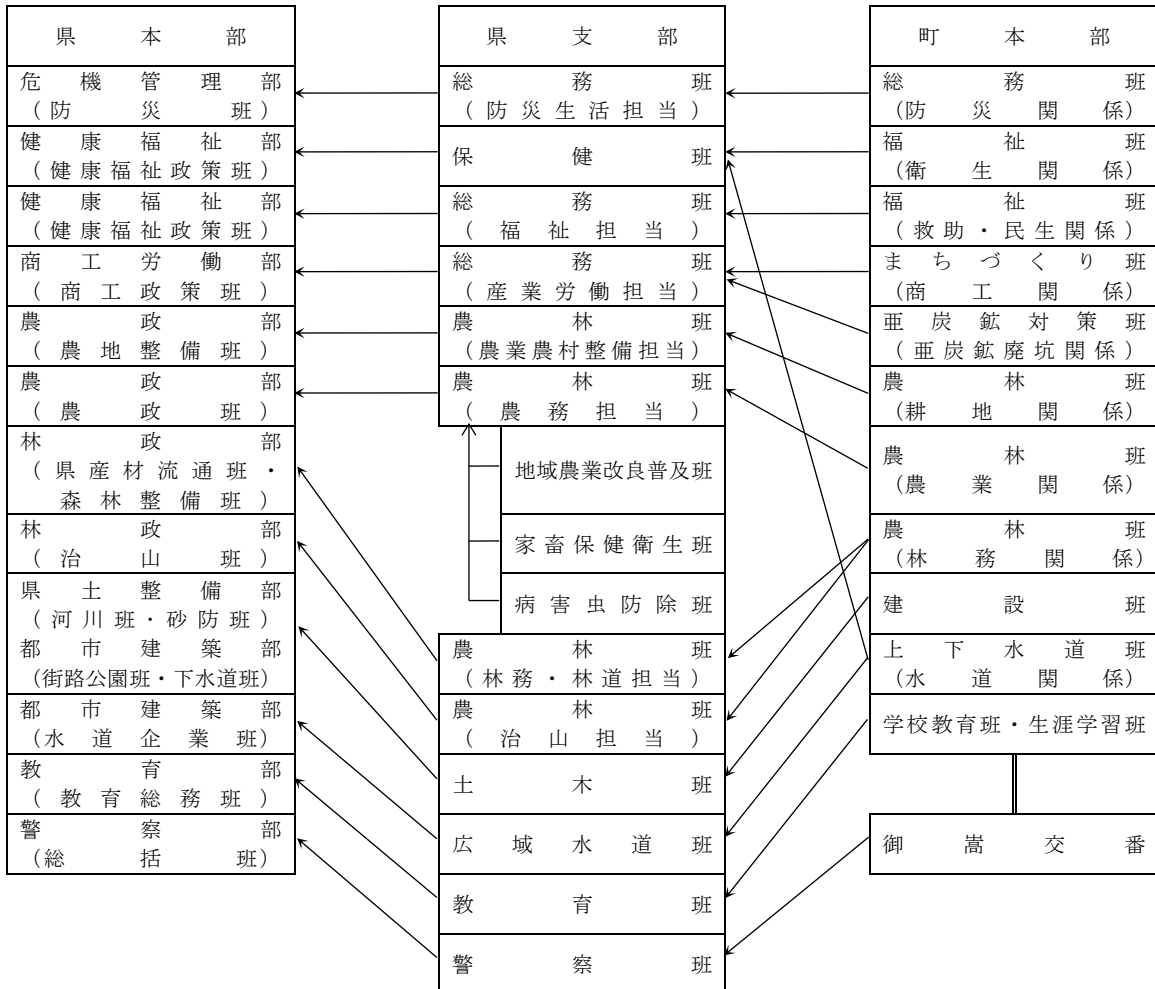
(1) 報告事項

東海地震の予知に係る対策の実施状況について報告すべき項目及び主な内容は、次のとおりとする。

項 目	主 な 内 容	担 当 班	総務班 (とりまとめ)
異常な事態の発生	・発生時刻 ・場所 ・異常な事態の状況 ・応急にとられた措置 ・必要と認める措置 ・異常な事態解消の見込み	各 班	
消 防 及 び 水 防	・消防団員の配備状況	消 防 部	
犯 罪 の 予 防	・警察官配備状況 ・警備実施状況	(県 支 部 警 察 班)	
交 通 規 制	・規制路線 ・規制区間 ・規制開始時刻 ・自動車の運行状況 ・交通規制広報の状況	(県 支 部 警 察 班)	
保 健 衛 生	・医療班出動準備状況	福 祉 班	
防 災 活 動 体 制 の 整 備	・町本部の設置場所及び時刻 ・必要な要員の参集状況	総 務 班	

(2) 報告系統

報告系統は、次によるものとする。また、県地震災害警戒本部からの指示事項等については、報告系統の逆経路で伝達するものとする。



(注) () の班・担当が窓口となって報告事項を一本化する。

(3) 報告の送受担当機関

県地震災害警戒本部に対する報告事項の送受担当機関及び主な連絡手段は、次によるものとする。

項 目	送 信 担 当 機 関	受 信 担 当 機 関	主 な 連 絡 手 段
異 常 な 事 態 の 発 生	町	県 支 部 総 務 班	県 防 災 行 政 無 線 防 災 情 報 シ ス テ ム
	可 児 警 察 署	県 支 部 警 察 班	警 察 通 信
消 防 及 び 水 防 (1) 消 防 (2) 水 防	町	県 支 部 総 務 班 県 支 部 土 木 班	県 防 災 行 政 無 線 防 災 情 報 シ ス テ ム
犯 罪 の 予 防	可 児 警 察 署	県 支 部 警 察 班	警 察 通 信
交 通 規 制	可 児 警 察 署	県 支 部 警 察 班	〃
保 健 衛 生	町	県 支 部 保 健 班	県 防 災 行 政 無 線
防 災 活 動 体 制 の 整 備	〃	県 支 部 総 務 班	〃 防 災 情 報 シ ス テ ム
公 衆 電 気 通 信 (電 話) の 確 保	N T T 西 日 本 株 式 会 社 岐 阜 支 店	県 支 部 総 務 班	公 衆 電 気 通 信 (電 話)

(注) 報告に当たっては、人命の安全の確保に関する項目を優先して行うこと。

第7項 事前避難対策

1 計画の方針

警戒宣言が発せられた場合、発災後に備えてあらかじめ指定された指定避難所の開設準備を行い、必要な資機材の確保を図るとともに、避難の指示の検討を行い、必要に応じて自治会及び自主防災組織と連携し、警察の協力を得て、迅速、的確な避難対策を実施する。また、指定避難所での病人等応急救護を必要とする者に対する応急救護所の開設準備も併せて行うものとする。

急傾斜地崩壊危険地域、地すべり危険地域、老朽ため池下流の浸水危険地域等の居住者等（以下「災害時危険地域居住者等」）の人命の安全を確保するため、町は自主防災組織と連携し、県警察の協力を得て迅速、的確な避難対策を実施する。

2 事前措置の実施

(1) 避難の指示

災対法第60条の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し、避難の指示を行う。この場合において、その措置を町長が行ういとまがないときは、可児警察署へ避難の実施について要請する。

(2) 避難の指示の内容は次のとおりである。

- ア 避難対象地区
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難指示の理由
- オ その他必要な事項

(3) 避難措置の周知等

ア 避難対象地区住民等への周知徹底

避難措置を実施したときは、その内容について避難対象地区の住民に対し、町防災行政無線（同報系）、広報車等により周知徹底を図る。

イ 県への報告等

避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、可児警察署と相互に連絡をとる。

3 収容施設における措置

収容施設の所有者又は管理者の協力を得て、避難者に対し、次の措置をとるよう努める。

- (1) 地震予知情報等の伝達
- (2) 警戒宣言発令時対策実施状況の周知
- (3) 飲料水、食料、寝具等の供与
- (4) 収容施設の秩序維持
- (5) その他避難施設に必要な措置

また、避難者に対し避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合、その旨明示する。

4 事前避難体制の確立等

町は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう事前避難体制の確立に努める。

- (1) 避難にあたっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図る。
- (2) 町は、避難対象地区を単位にあらかじめ、把握した高齢者、障がい者、病人等の要配慮者の避難につい

て、自治会若しくは自主防災組織等の協力のもと実施する。

また、外国人、出張者、旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

- (3) 避難対象地区の居住者等が避難所まで避難するための方法については、徒歩による。

ただし、山間地で指定避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。

5 避難対象地区以外の居住者等の対応

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区外の居住者等は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておく。

- (2) 町は、警戒宣言発令時において各自で食料等生活必需品を確保するよう平常時から周知徹底する。また、生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車両の確保等必要な措置を講じる。

6 警戒宣言前からの準備的行動

事前避難対策は、警戒宣言前からの準備的行動において、最も重要な対策となるため、強化地域か否かに関係なく、確実に実施されることが必要である。

- (1) 学校等

学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や、児童生徒等の保護者への引き渡し等安全確保措置を行う。

- (2) 要配慮者

各施設管理者は、高齢者、障がい者、病人等要配慮者の実情に合わせた安全施策を図る。

- (3) 災害時危険地域居住者等

町は、土砂災害警戒区域等や老朽ため池下流の浸水危険箇所等の居住者等（以下「災害時危険地域居住者等」という。）の事前避難の措置又は検討若しくは準備を行う。

第8項 消防・水防対策

1 計画の方針

消防機関及び消防班、建設班は、警戒宣言が発せられた場合、住民等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水害及び混乱等に備える。

2 消火対策

消防機関及び消防部は、警戒宣言が発せられた場合、住民等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- (2) 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達
- (3) 火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報
- (4) 自主防災組織等の活動に対する指導
- (5) 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導
- (6) その他必要な措置

3 水害予防

消防班及び建設班は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずる。

- (1) 担当班は全員役場へ出動し、警報発令中は役場で待機する。
- (2) 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- (3) 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達
- (4) 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備
- (5) 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・市や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え
- (6) 班長は災害記録を記入する。
- (7) 担当班は風雨及び積雪の状況に応じて町内パトロールを実施する。

4 警戒宣言前からの準備的行動

消防機関や消防班、建設班は、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

第9項 交通対策

1 計画の方針

警戒宣言が発せられた場合、総務班は、警察と連携して人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため次の措置をとるものとする。

2 車両の交通規制

交通の混乱や交通事故等の発生を防止するとともに、交通の安全と住民避難の円滑を図るため、町道における車両の走行を必要に応じて規制する。

3 応急復旧資機材等の準備

道路の損壊等が予想される場合、応急復旧用資機材の在庫把握及び建設業者等に対して応急復旧の出動準備を要請する。

4 運転者のとるべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

(1) 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車両は使用しないこと。

5 警戒宣言時対策

(1) 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

道路管理者は、道路の点検を行い危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上の必要な措置をとるとともに、報道機関に依頼し広報する。

6 警戒宣言前からの準備的行動

町は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

第10項 緊急輸送対策

1 計画の方針

警戒宣言が発せられた場合、総務班は、発災後に備えて、所有する車両を準備し、車両が不足する場合は必要に応じて運送関係業者に対し車両の準備を要請する等、緊急通行車両の確保を図り、緊急輸送が実施できるよう備える。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる各班人員、物資の輸送範囲は、次のものとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救援物資等
- (6) 応急対策用資材及び機材
- (7) その他必要な人員及び物資、機材

3 緊急輸送車両の確認

大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条の規定により緊急輸送を行おうとするときは、県知事又は県公安委員会に緊急車両確認証明書の交付を申し出、標章及び証明書の交付を受ける。

4 ヘリコプター離着陸場の確保

ヘリコプターにより輸送手段の確保のための離着陸場の選定については、一般対策編第3章第2節第4項「自衛隊災害派遣要請計画」による。

5 輸送手段の確保

地域の現状に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達又はあっせんを依頼する。

7 警戒宣言前からの準備的行動

町は、警戒宣言時の緊急輸送対策が円滑に実施されるよう、上記車両及びヘリコプター離着陸場の確保を、注意情報発表の段階から実施する。

第11項 物資等の確保対策

1 計画の方針

町は、関係機関の協力のもとに警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等を確保するため、体制整備を図る。

2 物資確保体制の整備

まちづくり班は、警戒宣言時の避難者等の救護のための物資の確保、及び発災に備えて予想される被災者に対する救助物資等の円滑な調達を図るため、主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともにこれらの業者等の団体を通じ、又は直接それらの業者に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行う。

3 食料の確保

まちづくり班は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備え、備蓄物資等を確認し、協定等を締結している関係団体等と連絡を取り、食料調達体制の確認をするとともに食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図る。

また、県に対し情報の交換を行い、県が得ている食料情報を収集する。

4 消費生活関連団体との協力体制

警戒宣言が発せられた場合、地震発生後に備えて、被災者の生活に必要な物資の確保について、めぐみの農業協同組合等に、市内における生活物資の流通在庫量の把握等協力体制を確保する。

5 物資の確保等のための要請、指導

警戒宣言が発せられた場合、食料等生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請指導を行う。

また、生活必需品の高騰、売り惜しみ、買い占めが起こった場合は、必要に応じて物資を特定しその確保のための指導を行うものとする。

6 関係指定地方行政機関の協力

- (1) 育児用粉乳、おにぎり・弁当・缶詰等応急食品——→東海農政局
- (2) 生活必需物資——→中部経済産業局
- (3) 災害復旧用木材——→中部森林管理局

第12項 保健衛生対策

1 計画の方針

町は、医療機関及び保健所の協力のもとに、警戒宣言が発せられた場合、避難者等のうち病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療、助産、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずる。

2 医療・助産

(1) 警戒宣言発令時対策の概要

医療機関は、警戒宣言が発令された場合、対策の措置をとる。

ア 警戒宣言発令の周知徹底

医療機関の長は、警戒宣言が発令されたことについて、医師等の職員及び外来、入院患者等に対して周知徹底を図る。

イ 病院（診療所）の防災処置

医療機関の長は、消火設備、避難設備及び自家発電装置の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転落防止、移動の防止及び諸出火防止対策を実施する。

ウ 入院患者の安全対策

エ 救急患者を除く外来診療の中止

外来診療については、救急患者を除き中止する。

オ 医薬品、食料物資等の確保、医師の確保等の発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保も併せて行う。

また、医師をはじめとした、職員についてあらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図るものとする。

(2) 医薬品等の確保

町では、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具及び血液の円滑な確保を図るため、町内及び近隣市町村の主な製造業者の在庫量を把握し、必要な医薬品等の保管及び放出準備の要請を行う。

3 清掃

警戒宣言が発せられた場合、住民環境班は、災害発生により生じるごみ、または、し尿を収集運搬するため、清掃班の編成及び車両の確保について準備する。また、指定避難所に仮設トイレが設置できるように資機材の調達準備を行う。

4 防疫

町は、災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに防疫活動に必要な車両の確保準備を行う。

5 警戒宣言前からの準備的行動

町は、警戒宣言時の緊急輸送対策が円滑に実施されるよう、注意情報発表の段階から救護所の開設準備を行う。

第13項 生活関連施設対策

1 計画の方針

水道、電気、ガス、通信、報道及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策及び住民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

2 水道

(1) 警戒宣言発令時の飲料水の供給

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者は、飲料水の供給を継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ア 給配水施設

給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工事業者に対し、出動準備を要請する。この場合において、応急復旧用資機材が不足すると認められるときは、県本部上下水道班へ要請する。

イ 応急給水

発災後の浄水作業不能の事態に備えて、配水池が満水となるよう運転管理する。

また、配水池等から飲料水を運搬、供給するため、容器等の給水用資機材及び消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、上下水道班の出動態勢を整える。

(3) 警戒宣言前からの準備的行動

上下水道班は、注意情報発表の段階から、応急給水の準備を行っておく。

3 電気

(1) 警戒宣言時の電気の供給

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

電力会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請する。

4 ガス

(1) 警戒宣言時のガスの供給

ガス会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ガス会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図り、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請する。

5 公衆電気通信（電話）の確保

公衆電気通信（電話）については、住民の相互連絡、学校、県、町等への問い合わせ等の増大により、通信の疎通が著しく困難となる事態の発生が予想され、NTT西日本株式会社は、通信の疎通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとる。これにより、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに状況に応じ災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」を提供して安否確認に必要な措置をとる。また、他の通信会社は、これに準じた措置をとる。

6 学校等

登校前に注意情報が発表されたときは、自宅待機し、警戒宣言発令時は休校とする。

授業中に注意情報が発表されたときは、ホームルーム等に切り換え、注意事項を伝達し、警戒宣言発令時には、休校、帰宅措置をとる。

7 金融

(1) 金融機関の営業確保

金融機関の営業については、原則として、平常どおり行う。

なお、やむを得ず、業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続する。

(2) 金融機関の防災体制等

ア 金融機関の店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。

イ 災害発生による被害の軽減及び発生後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関に危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとる。

(3) 顧客への周知徹底

ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にてその旨を掲示する。

イ やむを得ず、業務の一部を中止する場合の措置については、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示する。

8 報道

報道関係機関は、地震予知情報等の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であり、地震予知情報等の正確かつ迅速な報道に努める。そのため、地震予知情報等の発表及び災害発生に備え、事前に関係機関等と密接な連携をとり実態に即応した報道体制の整備を図る。なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、地震予知情報等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあつては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

9 郵政事業対策

原則として、平常どおり業務の取扱いを行うものとする。

10 警戒宣言前からの準備的行動

町及び県は、配水池等での飲料水確保態勢を確認する。

町は、応急給水の準備を行う。

各ライフライン関係機関は、応急復旧用の資機材等の確保や工事業者の出動態勢の確保等、応急復旧態勢の準備を行う。

第14項 帰宅困難者、滞留旅客対策

1 警戒宣言時対策

警戒宣言が発せられた場合、強化地域に対する交通規制や鉄道の運行停止等により、帰宅困難者や滞留旅客が発生することが予想される。このため、町は、帰宅困難者や滞留旅客の避難誘導、保護並びに食料等のあっせんについては県と連携して行い、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じる。

2 警戒宣言前からの準備的行動

町、公共交通機関は、警戒宣言時の運行中止等の措置に関する広報を行う。また、鉄道折返し駅、観光地等の滞留者対策を確認するものとする。

第15項 公共施設対策

1 計画の方針

公共施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え、迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

2 道路

警戒宣言が発せられた場合、建設班は、他の道路管理者と相互に連携し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業協会、建設業者に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の把握を行い、調達体制を整える。

3 河川

警戒宣言が発せられた場合、建設班及び消防部は、他の河川管理者と連携のもとに、必要に応じて応急復旧に必要な資機材及び水防用資機材の備蓄数量の確認及び点検を行うとともに、建設業者等に応急復旧の出動準備を要請するものとする。

4 上下水道

上下水道班は、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。

- (1) 職員の招集（自主参集）
- (2) 役割分担の再確認
- (3) 関係機関との情報交換（警察、消防、道路管理者、電気、ガス、水道等及び県下各市町村下水道管理者）
- (4) 管渠施設の点検
 - ア 震災後の調査や緊急措置のための資機材の確保
 - イ 調査用資機材、応急用資機材の点検
- (5) ポンプ場の点検
 - ア 点検箇所：機械設備
 - (ア) 火災及び爆発のおそれのある設備（自家用発電装置）
 - (イ) 劇薬を扱っている設備（塩素消毒設備）
 - イ 点検箇所：電気設備、通信設備
 - (ア) 中央監視設備（電気設備の稼動状況）
 - (イ) 火災のおそれのある設備（受変電設備）
 - (ウ) 漏電等による火傷のおそれのある設備（制御、動力電源設備）
 - (エ) 防災設備（防災設備、非常用通信設備）

5 治山施設等

農林班は、必要に応じて緊急巡回及び点検を実施し、災害の発生のおそれのある箇所の把握に努め、被災防止措置を講ずる。

また、農林班は、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて建設業協会等に出動準備体制をとるよう要請する。

6 庁舎等重要公共施設

庁舎等重要公共施設の管理者は、災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすため、おおむね次の措置を講ず

るものとする。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保
- (2) 無線通信機器等通信手段の整備点検
- (3) 緊急輸送車両その他車両の整備点検
- (4) 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置
- (5) その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置
- (6) 飲料水の緊急貯水
- (7) エレベーターの運行中止措置
- (8) 出火防止措置及び初期消火準備措置
- (9) 消防設備の点検

7 その他の公共施設

その他の公共施設について、その管理者は、必要に応じてそれぞれ緊急点検、巡視等を実施するほか被災防止措置を講ずるものとする。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備態勢をとるよう要請するものとする。

8 工事中の建築物その他工作物または施設

工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物その他工作物又は施設について、その管理者は必要に応じて工事の中断等の措置を講ずるものとする。

特別の必要により、補強、落下防止等の措置を実施するものについては、作業員の安全に配慮するものとする。

倒壊等により、近隣の住民等に影響が出るおそれがある場合は、その居住者等に対し注意を促すとともに、町に通報するものとする。

9 警戒宣言前からの準備的行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達態勢を整えるとともに、工事業者の出動態勢を確認する。

第16項 大規模な地震に係る防災訓練

一般対策編第2章第2節第2項「防災訓練計画」の定めるところによる。

第17項 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

1 計画の方針

町は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

2 実施内容

(1) 町職員に対する教育

町は、地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ア 東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 予想される地震に関する知識
- ウ 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 住民等に対する教育

町は、県と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに町等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行う。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

- ア 東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 予想される地震に関する知識
- ウ 東海地震に関連する情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報の入手方法
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- カ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- キ 避難生活に関する知識
- ク 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ケ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 児童生徒等に対する教育

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

(5) 自動車運転者に対する教育

(6) 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第6章 南海トラフ地震に関する対策

第1節 総 則

第1項 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、南海トラフ地震地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2項 防災機関が地震発生時の災害応急対策として行う業務の大綱

第1章第3節「町及び防災機関の業務の大綱」の定めるところによる。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1項 災害対策本部等の設置

町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災対法に基づき、直ちに御嵩町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2項 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、御嵩町災害対策本部条例及び第3章第1節第1項「防災活動体制の整備」の定めるところによる。

第3項 災害応急対策要員の参集

配備体制及び参集場所等の職員の参集計画は、第3章第1節第1項「防災活動体制の整備」の定めるところによる。

職員は地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

情報の収集・伝達については、第3章第1節第4項「地震災害情報の収集・伝達」を準用する。

2 生活関連施設対策

生活関連施設対策については、第3章第2節第9項「公共施設の応急対策」の定めるところによる。

3 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

4 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

5 救助・救護・消火・医療活動

救助・救出については、一般対策編第3章第6節第12項「救助活動」の定めるところにより、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送する。

消火については、一般対策編第3章第5節第1項「消防・救急・救助活動計画」の定めるところによる。

医療活動については、第3章第2節第7項「医療・救護計画」の定めるところによる。

6 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

7 輸送活動

輸送活動については、第3章第2節第4項「緊急輸送・交通規制対策」の定めるところによる。

8 保健衛生・防疫活動

保健衛生・防疫活動については、第3章第3節第8項「保健活動・精神保健」の定めるところによる。

第2項 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保については、一般対策編第2章第8節「災害対策物資備蓄等の計画」及び第5章第2節第11項「物資等の確保対策」の定めるところによる。
- (2) 町は、県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急保護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請することができる。

2 人員の配備

町は、人員の配備状況を県に報告する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、御嵩町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

また、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

第3項 他機関に対する応援要請

他機関に対する応援要請については、一般対策編第3章第2節第1項「災害応援要請計画」の定めるところによるが、応援協定については、資料編に記載のとおり。

第4項 要配慮者、帰宅困難者に対する対策

町及び県は、要配慮者、帰宅困難者、滞留旅客等の保護等のために、避難所の設置、避難所への誘導や帰宅支援等必要な支援対策を講じるものとする。

第5項 文化財保護対策

指定文化財等の所有者又は管理者は、南海トラフ地震の被害から防護するため、建造物には消防用設備その他資機材の充実及び効率的な配置に努め、また、建造物の適切な日常管理、展示品等の転倒防止策、施設内の巡視、消火・防災訓練の実施等の対策を実施するものとする。

第6項 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の建造物に及ぼす影響について、県が、国、大学、研究機関等と連携を図りつつ、検討する対策について普及に務める。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 計画の方針

大規模な地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難場所等、避難路、消防用施設をはじめ緊急輸送路、通信施設等各種防災関係施設を整備するものとし、町、県及び関係機関は、これら防災施設につき期間を定め関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。

2 実施内容

施設等の整備に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。建築物、構造物等の耐震化、避難地の整備その他の整備については、第2章第6節第1項「文教対策」に準ずるものとする。

第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1項 趣旨

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた地方公共団体や関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定める。

第2項 防災対応の基本的な考え方

県及び町は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討する。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討する。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続する。

住民等	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出し品の確認 など
	できるだけ安全な行動の例	<ul style="list-style-type: none"> ・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備（非常持出品等） ・危険なところにできるだけ近づかない など
企業	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の備蓄の確認 ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の従業員の役割分担の確認 など

第3項 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

○南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	監視領域内において、M7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

図 略

第4項 防災対応をとるべき期間

県及び町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

○防災対応の流れ

図 略

○巨大地震警戒対応における情報の流れ

図 略

第6節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

第1項 県及び町の体制

県及び町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとる。

ただし、県内で地震が発生し、県災害対策本部が設置されている場合は、すでに設置している体制で対応にあたる。

○県及び町の防災体制等

情報名	県の防災体制等	町の防災体制等
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	危機管理部は、情報を受けた時点で、庁内各部局、町及び県事務所に対する連絡等、所要の準備を開始	防災担当部局は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	災害対策本部 <構成> 本部長：知事 メンバー：副本部長（副知事）、本部員 <内容> ・本部長から町長に対し、緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）指示を伝達 ・気象庁からの情報、緊急災害対策本部会議の結果を全庁に情報共有 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認	災害対策本部 <構成> 本部長：町長 メンバー：副本部長（副町長、教育長）本部員 <内容> ・本部長（指示）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報共有・確認 ・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	岐阜県災害警戒会議 <構成> トップ：危機管理部長 メンバー：各部主管課長、出納管理課長、教育総務課長、警備第二	町災害警戒本部会議 <構成> 本部長：町長 メンバー：副本部長（副町長、教育長）本部員

	<p>課長、議会事務局総務課長 ※必要に応じ、副知事（危機管理担当）が出席</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 <p>【各部における対応状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認 	<p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 <p>【各部局における対応状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
<p>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</p>	<p>危機管理部は、庁内各部局、町、県事務所へ連絡し、情報を共有</p>	<p>防災担当部局は、関係部局と情報共有</p>

※県支部については、上記に準じて所要の体制をとるものとする。

第2項 運営等

県災害対策本部等の組織、運営等については、岐阜県災害対策本部に関する条例、岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則に定めるところによる。

なお、岐阜県災害警戒会議の組織、運営等については、別に定める。

町は、町災害対策本部等の組織、運営等について、あらかじめ定めておく。

第7節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

1 方針

南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。

2 実施責任者

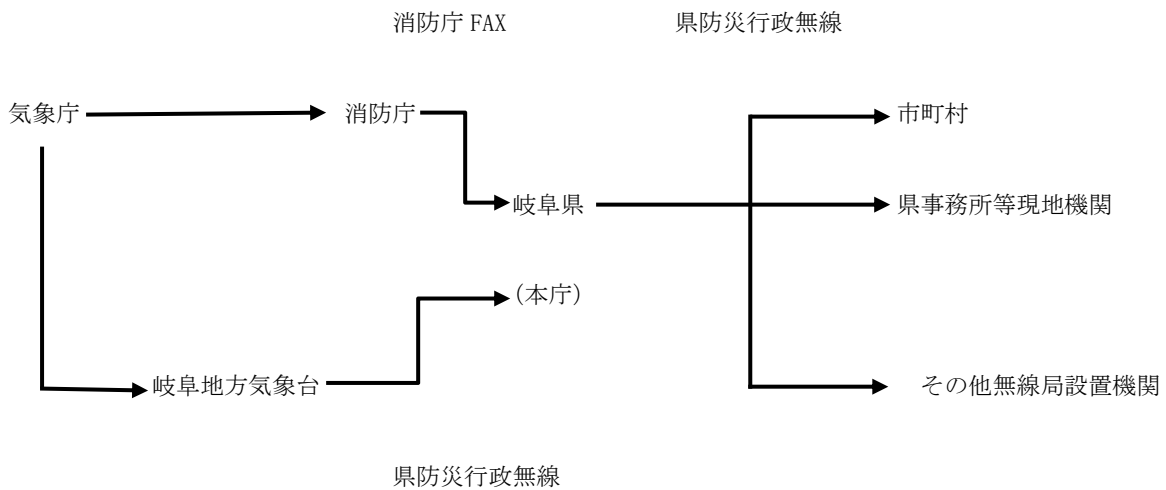
岐阜地方気象台
 県
 町
 防災関係機関
 事業者

3 実施内容

(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達

ア 伝達経路及び方法

南海トラフ地震臨時情報の町及び防災関係機関への伝達経路及び方法は、下図のとおりとする。



イ 住民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達する。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保する。

外国人に対しては、ホームページやSNS等様々な手段を活用する。

ウ 住民等への伝達内容

県及び町は、住民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（下図参照）をあわせて示す。また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知する。

○具体的に取るべき行動

南海トラフ 地震臨時情 報(巨大地震 警戒)	発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	2週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など
南海トラフ 地震臨時情 報(巨大地震 注意)	発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など

エ 問い合わせ窓口

県及び町は、住民等からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ対応窓口を整備しておく。

第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

発表時の災害応急対策

第1項 避難対策

1 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、本県における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

2 実施責任者

県

町

学校等

施設管理者

3 実施内容

(1) 事前の避難

事前の避難が必要な災害リスクは下記ア、イ、ウを基本とし、町は災害リスクに応じ、1週間を目途に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施する。ただし、亜炭鉱廃坑などの町固有の災害リスクが存在する場合は、住民避難が必要な災害リスクとして適宜追加する。

ア 急傾斜地等における土砂災害

町は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民等に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じる。

町は、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置づけるよう働きかけることとし、施設管理者は適切な措置の実施に努めるものとする。

イ 耐震性の不足する住宅の倒壊

町は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。

県及び町は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知する。

(2) 避難先の確保、避難所の運営

住民等の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、町が避難所を確保する。

町は、県対応指針を参考に、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討する。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、町は、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づける。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、町は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等へ周知する。

ア 住民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること

イ 知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、町が避難所を確保すること

ウ 避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること

(3) 学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を講じるものとする。

第2項 関係機関のとりべき措置

1 方針

関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。

2 実施責任者

県

県警察

町

防災関係機関

学校等

施設管理者

3 実施内容

(1) 消防機関等の活動

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、その対策を定める。

県は、町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう不測の事態に備え次の必要な措置を講じるものとする。

- ア 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- イ 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達
- ウ 火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報
- エ 自主防災組織等の活動に対する指導
- オ 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導
- カ 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達
- キ 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備
- ク 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・市や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

(2) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 不法事案等の予防及び取締り
- ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(3) 水道

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者は、飲料水の供給の継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持する。

(4) 電気

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保するものとする。

(5) ガス

ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(6) 通信

電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うため、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行うものとする。

(7) 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために必要不可欠であることから、放送事業者は、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

このため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあつては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

(8) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

(9) 交通

ア 道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、住民等に周知するものとする。

県及び町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供する。

イ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

あらかじめ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について情報提供するものとする。

ウ 滞留旅客等への対応

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、町が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

(10) 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、水族館、病院、学校等の次の管理上の措置、体制をとるものとする。なお、具体的な措置の内容は施設ごとに定めるものとする。

1) 各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

2) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- b 水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- c 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- d 学校等にあつては、次の掲げる事項
 - ・児童生徒等に対する保護の方法
 - ・事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- e 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - ・入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - ・事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- a 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(10)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ・自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ・無線通信機等通信手段の確保
- ・災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- b 市町村推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

- c 県は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

第9節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

発表時の災害応急対策

1 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、住民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動をとれるよう対策を実施する。

2 実施責任者

県

町

防災関係機関

3 実施内容

県及び町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかける。

県自らが管理する施設は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第 10 節 防災訓練計画

一般対策編第 2 章第 2 節第 2 項「防災訓練計画」の定めるところによる。

第11節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

1 計画の方針

町は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

2 実施内容

(1) 町職員に対する教育

町は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- オ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- カ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ 今後南海トラフ地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 住民等に対する教育

町は、県と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに町等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行う。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行うものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的に取るべき行動
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- オ 正確な情報入手の方法
- カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- キ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ク 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ケ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- コ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 児童生徒等に対する教育

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

(5) 自動車運転者に対する教育

(6) 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。